

第2章

災害予防計画

この計画は、地震発生時に市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に実施すべき災害予防策を定める。

第1節 防災知識の普及

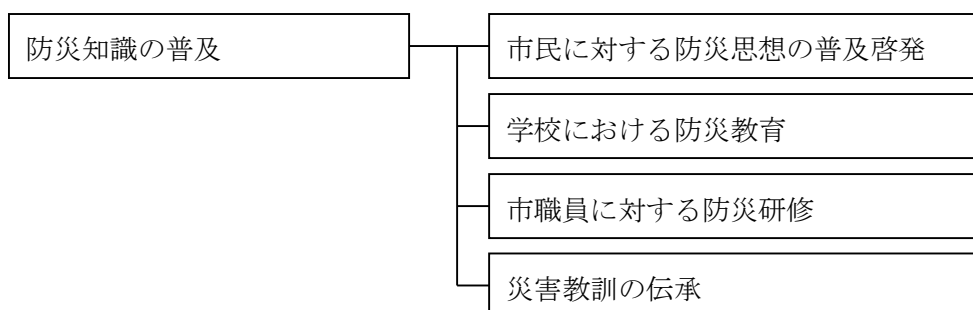
所 管 □危機管理監 □教育委員会 □消防局 □関係各局

1 基本方針

地震による被害を最小限度にとどめるため、平素からあらゆる機会を通じて市民及び各種組織を対象に防災知識の普及啓発を図り、防災意識の高揚に努める。

なお、津波に対する知識の普及、教育については、第5章 津波対策計画・第1節の「2 津波広報、教育、訓練計画」を参照のこと。

■体系



2 市民に対する防災思想の普及啓発

(1) 市民に対する一般的な普及啓発

市は、市民が万一の災害時にも的確な判断で行動できるよう、広く市民に対して災害の正しい知識の普及と自ら実施すべき防災対策等について啓発し、防災思想の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。

また、各自主防災組織において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。さらに各種感染症の感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、在住する外国人に対しても、外国語パンフレットの配布などにより防災知識の啓発を図る。

(2) 自主防災組織を通じた啓発

市民は、日常生活のつながりからの強い地域連帯感のもとに小学校区等の単位で組織する自主防災組織の啓発に努め、防災訓練・研修会等を通じて防災に対する関心と意識を高め、地震発生時に効率的な防災活動が実施できるよう身近な実践的知識の習熟に努める。

（３）生涯学習を通じた防災教育

公民館や各種社会教育団体等の実施する生涯学習の中で、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。

また、地域の貴重な文化財を地震災害から守り、後世に継承する防災活動の実践にも努める。

（４）普及啓発の内容と方法

① 普及啓発の内容

ア 地震災害についての知識とその特性

イ 地域における災害特性と危険箇所の周知

- ・ 防災拠点施設
- ・ 指定避難場所
- ・ 給水施設
- ・ 危険物施設
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域、造成宅地防災区域など
- ・ 水防危険箇所
- ・ 地域における地震・津波災害等の危険度、津波災害警戒区域
- ・ 避難路や避難時の心得・避難方法

ウ 家庭における地震対策

- ・ 個人備蓄の促進（食料、飲料水、簡易トイレ等）及びローリングストック
- ・ 非常持出品、消火器の常備
- ・ 住宅用火災警報器の設置
- ・ 住宅の耐震化
- ・ 出火防止や家具等の転倒及び落下防止
- ・ ブロック塀等安全対策
- ・ 災害時の家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認
- ・ 要配慮者の避難行動要支援者名簿への登録申請 など

エ 自主防災組織等における地震対策

- ・ 近隣住民との互助、協力体制の確立
- ・ 初期消火、救助、避難対策
- ・ 避難行動要支援者名簿の活用
- ・ 応急手当等の知識、技術の習得
- ・ 要配慮者対策（乳幼児、高齢者、外国人等）
- ・ 救命手当、応急手当等の知識及び技術の習得 など

オ その他震災対策に必要な事項

② 普及啓発の方法

ア 防災マップ、啓発パンフレット、広報紙、ポスター等の発行、配布

- ・ 地区防災計画の作成
- ・ 防災覚書きシート
- ・ 金沢市防災マップ、洪水避難地図、津波避難地図、土砂災害避難地図

- 液状化危険度予測図
- ・ 防災に関するテキストやマニュアル など
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- ウ 講演会、研修会、シンポジウム等の開催
- ・ 防災出前講座の開催（外国人向けを含む）
- エ 防災相談の実施
- オ 自主防災組織や市民組織等の活用
- カ インターネット
- ・ 「金沢市防災ホームページ」…アの資料等を掲載
- キ 公民館等社会教育施設の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進
- ク その他効果的と考えられる啓発方法

（５）事業所を対象とした防災教育

① 普及啓発の内容

多数の人が利用又は就業する事業所等が、顧客・従業員等の安全を確保し、的確な防災活動を実施できるよう、防災計画の作成をはじめ、自主防災体制の確立、情報の収集・伝達方法、出火や危害防止措置、避難・救出対策について、事業所等や職員に対し地震災害に伴う防災知識の普及を図る。

また、避難所の防犯対策（避難者への注意喚起やパトロール等）の重要性について周知する。

② 普及啓発の方法

- ア 事業所用防災啓発冊子等の配布
- イ 研修会等の開催
- ウ 防災訓練の実施
- エ 自主防災教育の実施

（６）かなざわコミュニティ防災士の育成

防災の基本である自助・共助の推進のため、女性、企業や地域の防災リーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、より地域に密着した防災士を育成する。

- ア ネットワークの構築
- イ 地域での研修会の開催
- ウ 訓練の実施

3 学校における防災教育

学校における地震防災教育は、家庭、地域社会と連携しながら、防災教育のねらいや重点等を明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に指導する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 防災教育のねらい

- ア 災害時における危険性を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保する行動ができるようにする。
- イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようにする。
- ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、災害や防災の基礎的、基本的事項を理解できるようにする。

(2) 防災教育の重点

- ア 防災教育は、各地域に共通する内容と地域の特性や実態に応じた内容に分けて、重点的、効果的に推進する。
- イ 児童・生徒の発達段階に応じた指導を行い、それらの関連を図り、児童・生徒一人ひとりの災害に適切に対応する能力が身に付けられるよう配慮する。
- ウ 大規模地震災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、関係機関、地域住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- エ 過去に起こった大災害の教訓を活かし、より具体的に教育や訓練に盛り込むことにより、浸透性の高い防災力の向上を図る。
- オ ハザードマップも活用した身のまわりや、日常的な視点を盛り込んだ教育・啓発を行う。

(3) 避難（防災）訓練の充実

学校は、児童・生徒が集団で学習し生活を営む場であるという特質から、災害時に児童・生徒が集団で安全に避難できるよう、日頃からの避難訓練が重要である。

- ア 学校での訓練は、災害の種類、場所、時間帯などあらゆる場面を想定し、学校の立地条件を考慮しながら、年間を通じて計画的に実施する。
- イ 登下校時における訓練の効果を高め、学校が避難場所となった場合などに備えるため、地域ぐるみの防災訓練の実施にも努める。
- ウ 避難に当たっては、在校中に地震が発生した場合の児童・生徒引き渡しへの対応など、避難時の心得や方法の徹底を図る。
- エ 実施に当たっては、実際の災害を想定した避難シミュレーションの遂行やワークショップなどにより、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災力向上に配慮する。

(4) 教職員の指導力・災害時対応力の向上

防災教育を充実するため、①教職員の研修の充実や指導資料の作成（災害時の児童・生徒等の心の健康、ボランティアへの対応にも留意）、②応急措置等の技能の習得など災害時の対応力の向上に努める。③学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講じる。④金沢市立小中学校に、防災士の資格を有する教員を配置する。

(5) 高等学校、大学

高等学校、大学にあっても、的確な防災知識の普及とボランティア活動教育など実践的な防災教育に努め、日本語の理解が十分でない留学生には外国語防災資料の提供など日常からの防災教育に対する配慮を行う。

4 市職員に対する防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、震災対策に対する知識や心構え、判断力等を養い、専門性のあるリーダーや水防員として、自身の役割を十分理解して、災害時に円滑な防災活動が遂行できるよう、計画的な防災研修を実施する。

(1) 教育内容

- ア 地震災害についての知識とその特性
- イ 防災関係法令等の運用
- ウ 金沢市地域防災計画と市が実施する震災対策の内容
- エ 地震発生時の職員動員体制と任務分担
- オ 家庭や自主防災組織等における地震対策
- カ 庁内組織と他の防災関連機関との連携手法
- キ 地域の地震・津波災害等の危険度
- ク 男女共同参画の視点を取り入れた防災計画、防災対策
- ケ その他震災対策に必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 先進都市への派遣研修や中央講習への派遣
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 招集訓練の実施、市民震災訓練への参加
- オ 防災活動マニュアルなどの配布
- カ 図上訓練の実施
- キ 防災士取得の支援

5 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

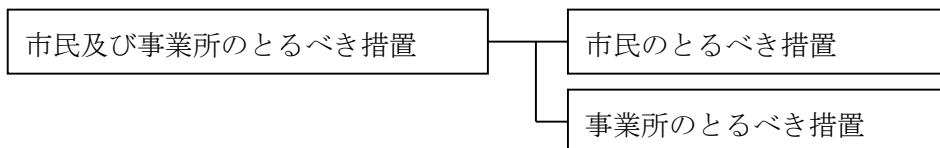
第2節 市民及び事業所のとるべき措置

所 管 □危機管理監 □市民局

1 基本方針

地震災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業所の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業所は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとることができるよう備える。なお、津波に対する市民及び事業所のとるべき措置については、第5章 津波対策計画・第1節の「3 市民及び事業所のとるべき措置」を参照のこと。

■体系



2 市民のとるべき措置

ア 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

| | |
|--------|--|
| 平常時の心得 | <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から出火の防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検。 ○消火用具を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置。 ○住宅の耐震性を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強。 ○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定。 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置。 ○ブロック塀等の点検補修をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置。 ○側溝や下水を清掃する。 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。 ○食料や非常持出品などを備蓄し、ローリングストックしておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ、簡易トイレ（処理セット含む） ・家族が必要とする3日分の食料、飲料水。 （家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮） |
|--------|--|

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等。 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品。 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等。 ・自動車へのこまめな満タン給油 <p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認。 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法。 <p>○防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。</p> <p>○災害に対する広報、ハザードマップ等により防災情報を把握しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の住んでいる地域、家の周辺で、どのような災害が起きる可能性があるのか。 ・災害時に自宅等で安全確保が可能か、どこへ避難するのか。 |
|--|---|

イ 地震発生時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

| | |
|---------------|--|
| <p>地震時の心得</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○まず、わが身の安全を図る。 ○すばやく火の始末（電気ブレーカーの遮断も）。 ○火が出たら隣近所で初期消火。 ○あわてて外に飛び出ずに、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○避難は歩いて、荷物は少なく。 ○狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない。 ○山崩れ、がけ崩れに注意。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、同報防災無線などを通じて入手する。 ○協力しあって応急救護。 ○近隣に居住する乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々（以下「要配慮者」という。）への声かけ、手助け。 ○避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、緊急安全確保を行う。 |
|---------------|--|

3 事業所のとるべき措置

ア 事業所等は、自らの防災計画（消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）及び事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、次のことに留意して万一の場合に備えておく。

| | |
|--------|--|
| 平常時の心得 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○防災用品等に加え、食料、飲料水、簡易トイレ（処理セット含む）等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○事業継続におけるリスク分析を行う。 |
|--------|--|

なお、防災計画及び事業継続計画の策定上の留意事項は、次のとおりとする。

| | |
|------------|--|
| 計画策定上の留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○市及び県の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。 ○責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用に際して備えておく（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。 ○事業の存続が危ぶまれるような事態が発生した場合に、どのように事業を継続させるかを計画するために、事業継続に当たってのボトルネック（事業継続上の重要な箇所・事象）を特定し、重要度・緊急度に応じた優先度付けを行う。 ○国が示している「事業継続ガイドライン」等を参考にする。 ○帰宅困難者や外来観光客などへの対応を想定した取り決めや体制づくりを進めておく。 |
|------------|--|

イ 地震時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止、事業の継続に努める。

| | |
|--------|--|
| 地震時の心得 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々（以下「要配慮者」という）の安全に特に留意する。 ○市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル、地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○一時的に帰宅困難者や外来観光客などを留めておき、状況に応じて、安全性を確保した上で帰宅を促すなど、混乱防止に努める。 ○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 |
|--------|--|

第3節 防災ボランティアの活動の環境整備

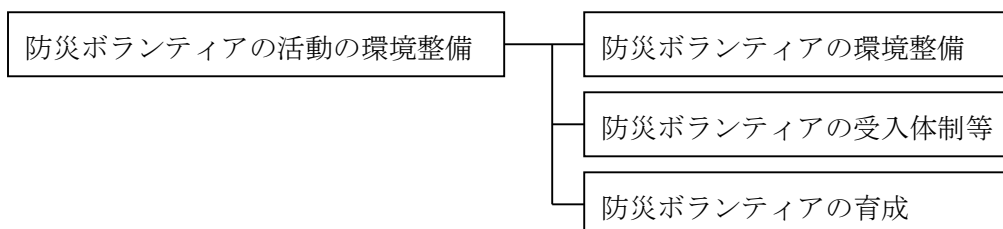
所 管 □危機管理監 □福祉健康局

1 基本方針

地震等の災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的できめ細やかな対応も必要である。

近年、人々のボランティア活動への参加意欲の高まりは、誠にめざましいものがあり、災害時にこうした人々の参加行動を活用するため、市は、金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会）や市民団体等と連携しながら、防災ボランティアの育成と活動環境の整備に努める。

■体系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、市の各担当部局と県及び関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 負傷者の応急手当等医療救護業務
- ウ 被災建築物の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ 高齢者・障害のある人等の介護・介助
- キ ペット対策業務
- ク 外国語対応業務
- ケ その他の専門的な技術、知識を要する業務
- コ その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市は、災害時における〔2〕のアからクまでの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

(2) 防災ボランティアの活動拠点の確保

市は、必要に応じて、防災ボランティアの活動拠点を提供する。また、市は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。

4 防災ボランティアの育成

(1) 防災ボランティアの育成

- ア 公益社団法人金沢ボランティア大学校での人材養成のほか、講演会や研修会等を開催し、意欲あるボランティア人材を育成する。
- イ 防災知識や防災技術を習得する研修会を実施し、活動の充実を図る。
- ウ ボランティア活動が円滑に行えるよう、県と連携し、災害コーディネータの育成、充実を支援する。
- エ ボランティア情報誌の発行などにより、活動情報や実践機会の提供を図る。
- オ 多言語対応可能なサービス体制の整備や災害ボランティアの育成研修に努める。

(2) 活動環境の整備と連携強化

- ア ボランティアや団体、企業等との連携を深め、実践活動につなげる。
- イ ボランティア保険等の加入を促進する。
- ウ 連絡会議の開催等により、各種ボランティア団体等との連携強化に努める。
- エ 大規模災害、広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑、効果的に行われるよう、災害時の対応確認や他地域の関連団体などとの意見交換など連携強化に努める。

第4節 自主防災組織の育成

所 管 危機管理監 消防局 関係各局

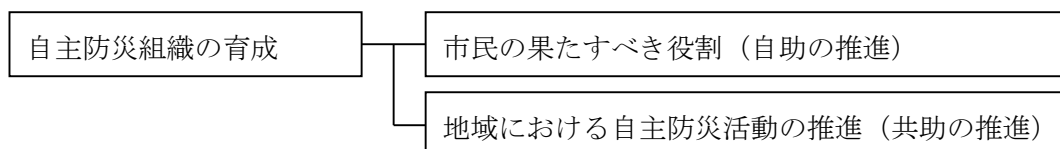
1 基本方針

地震による大災害から市民の生命、財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげた対応をとることは当然であるが、初期の混乱から防災関係機関の防災対策の開始には一定の時間を要し、また中～後期において市民が求める多様な要望すべてに対応することが不可能であることは、過去の災害事例でも明らかである。

このため、市民自らが災害発生直後からいち早く立ち上がり、主体的な地域防災活動を開始するとともに、地域事業者やボランティア活動などとの有機的な役割分担のもとに、被災後の自主的な生活運営・復旧を図り、日常生活圏において適時適切な市民防災活動を展開することが何より大切である。

市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」ため、自主防災組織を編成して平素から防災訓練・活動を積み重ね、事業所やボランティアが助け合い、協働して災害時の活動ができるよう努めるとともに、市はこうした自主防災組織等の防災活動を積極的に支援し、活動環境を整えるものとする。

■体系



2 市民の果たすべき役割

地震防災に関し、市民に課せられた役割は、極めて大きい。

市民は「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助の意識を持ち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の習得及び家庭における話し合い
- イ 地域の危険度の理解、災害発生時に利用する避難路、集合場所、避難場所及び最寄りの医療救護施設の確認。また、地震に伴う津波、液状化、土砂崩れなどの2次災害を想定した危険区域の確認
- ウ 家庭における災害予防措置の実施
 - ・ 不燃化、整理整頓、プロパンガスボンベの固定などの出火防止、消火器具の装備
- エ 家屋の補強及び家具等の落下倒壊防止対策、ブロック塀の点検補修

- オ 食料、生活必需物資、非常持出品の備蓄及びローリングストック
 - ・ 家族が必要とする3日分の飲料水、食糧
 - ・ 医薬品等
 - ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品
 - ・ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具
 - ・ 携帯トイレ、簡易トイレ（処理セット含む） など

（2）地震発生時に実施すべき事項

- ア 身の安全の確保
- イ 正確な情報の把握
- ウ 火災予防措置
- エ 出口の確保と非常持出品の装備
- オ 地域相互扶助による出火防止及び初期消火
- カ 地域相互扶助による被災者の救出活動
- キ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護、重傷者の救護施設への搬送
- ク 適切、安全な避難。特に、津波発生時、予想時には即時、高台などの安全な場所へ避難
- ケ 連帯協力した避難生活
- コ 自力による日常生活の確保

3 地域における自主防災活動の推進

阪神淡路大震災を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づく自主防災組織の重要性が叫ばれ、住民の集合体である自主的な防災組織が地域を災害から守るため、金沢市における自主防災組織のあり方について、市と町会連合会、消防団連合会、校下婦人会連絡協議会、公民館連合会の市民団体が検討を重ね、平成8年3月、市民の合意事項として「金沢市における自主防災組織活動指針」を策定した。

この「活動指針」は、金沢市における市民の自主的な防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織の望ましい活動のあり方を定め、この方針に基づいて地域での防災活動を進めることを目的としたものである。以下、自主防災組織の充実と災害予防活動の概要について示す。

【参照】資料1 金沢市における自主防災組織活動指針

（1）自主防災組織の充実

① 自主防災組織の意義

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に市民相互の合意で結成する組織であり、各種のコミュニティ活動の一つの核となるものである。

② 組織の規模

地理的、社会的条件等から地域住民が一体性を有し最も効果的に活動を行えるよ

う、地域の実情により定めるものとする。本市では多様なコミュニティ活動が概ね小学校区単位で行われていることから、こうした活動組織を生かした「小学校区単位での組織編成」を原則として進める。

③ 自主防災組織の育成

ア 組織づくりの推進

- ・ 市民は、地域ごとに話し合いを行い、自主防災組織づくりを積極的に進め、自主防災組織を結成したときは、代表者は市長に対して組織の結成を報告する。
- ・ 市は、組織名簿等を作成し、防災関係機関に連絡し、災害時に機能的な活動が発揮できるよう努める。

イ 防災リーダーの育成

- ・ 自主防災活動が活発に行われるかどうかはリーダーの資質に負うところが大きく、市は、定期的な研修会の開催や防災士の育成などを行い、自発的な自助・共助を支える知識や情報の分析力など防災リーダーとなる人材の育成、指導に努める。

【参照】資料2 自主防災組織一覧表

④ 組織の編成

ア 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、責任者として長及び副長を置き、その下に情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を編成し、指揮者（班長）を定めておくなど、組織の役割分担を明確化する。また、金沢市から「かなざわコミュニティ防災士」として認証された防災士は、自主防災組織の長及び副長を補佐し、自主防災組織の活動が効果的に実施されるよう努める。

イ 平日、休日、昼間、夜間等にも対応できる体制を整備する。

ウ 避難生活が長期化する場合等には、適宜必要な活動班を編成する。

エ 組織が大きい場合には本部班など連絡調整機能を有する部門を設ける。

⑤ 自主防災組織の防災計画の作成

災害の発生に備え地域を守るために必要な対策を立て、各人のとるべき活動を具体化する。

⑥ 地区防災計画の策定

平成26年4月、「地区防災計画制度」が創設され、地区ごとの細かなニーズに対応した地区単位の防災計画を整備する。避難所への円滑な移動距離の確認など、住民自身が地域を知り組織や活動計画を作り上げることで、住民主体の防災体制の整備を図る。

作成にあたり、金沢市地域防災計画等を参考に、平常時の予防活動と災害時の応急活動を具体的に盛り込む。

⑦ 消防団や企業等との連携協調

消防団その他の地域コミュニティ団体や地域内の企業と連携協調し、一体となった地域自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害予防活動

① 防災知識の習得啓発

地域住民が防災に関する正確な知識と自覚を持つため、講演会、研究会その他あらゆる機会をとらえて、実際に役立つ災害の知識、災害情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得と対応、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等について、繰り返し、継続した防災知識の習得に努める。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知に努めるものとする。

② 防災訓練

ア いつ災害が発生しても適切な防災行動ができるよう、自主防災組織は、平素から計画的に、かつ繰り返し、実践的な防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく。

イ 防災訓練は、実施計画を定め、図上・部分・個別・総合訓練など適時、定期的に実施し、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、避難訓練、安否確認訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練等を重点とする。

ウ 防災訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得て、計画段階から参加し、正しい知識、技術を習得し、事故防止に努め、事業所等やボランティアとの連携などに十分配慮する。

エ 市は、消防団等と連携を図り、自主防災組織が行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに、総合的な防災訓練を計画的に開催する。

③ 出火防止

日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家庭から絶対に火を出さないことを徹底するとともに、十分な対策を講じておく。

ア 火気使用設備器具等の点検

- ・ 家庭での火気使用設備器具の点検と周囲の整理整頓
- ・ 可燃性危険物の安全保管
- ・ 地域内での「一斉点検の日」の設定などによる啓発

イ 建築物等の点検

- ・ 建物の安全自己点検の実施
- ・ 家具の転倒防止や照明器具の落下防止等の措置

④ 防災資機材等の整備

ア 自主防災組織の情報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の防災活動を的確に行うため、必要な資機材等や防災倉庫を整備する。

また、防災訓練時等に、定期的な点検整備を行う。

イ 災害時に地域内の企業等から資機材等の貸与が得られるよう連携を保つ。

ウ 市は、防災用資機材の購入や防災倉庫の整備に対し、助成を行う。

【参照】資料3 金沢市自主防災組織防災資機材等補助金交付要綱

⑤ 地域情報伝達システムの整備

ア 自主防災組織内の情報伝達を迅速に行うため、地域情報伝達システムを整備する。

イ 自主防災組織は、防災訓練時等に定期的な点検整備を行う。

ウ 市は、当該システムの整備に対し、助成を行う。

- ・ 補助対象…簡易無線、衛星電話などの通信機器
- ・ 補助率……1/3 補助（但し、浸水想定区域に属する自主防災組織は 2/3）
1,000 千円限度

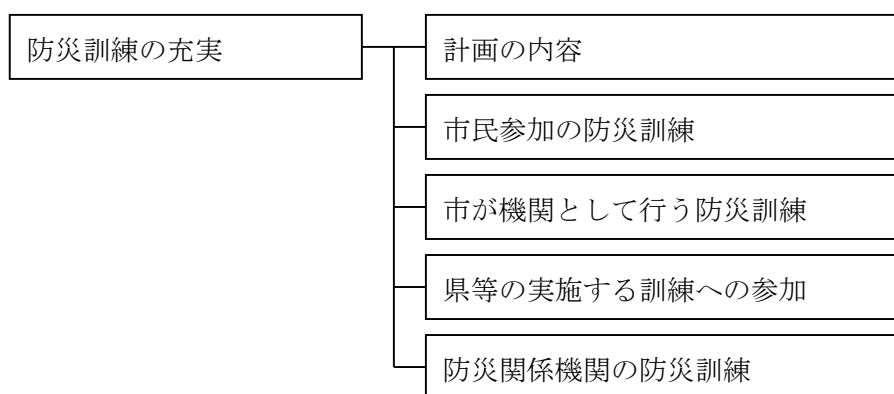
第5節 防災訓練の充実

所 管 危機管理監 消防局 関係各局 地区支部

1 基本方針

地震発生時において迅速かつ的確な震災応急防災対策が展開できるよう、市や自主防災組織等が行う各種の防災訓練について定める。

■体系



2 計画の内容

(1) 防災訓練計画

市等の防災関係機関及び市民は、それぞれの効率的な任務分担に基づく防災活動の知識・技能を習得し、地震が発生した場合に秩序を維持し適時適切な震災応急対策が実施できるよう、平素から一体となった防災体制を確立し、緊密に協力連携して具体的な訓練計画を立て、体系的・実践的な防災訓練を継続的に実施する。なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

また、各種感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 訓練実施に当たっての留意事項

① 訓練場所

訓練対象者及び目的、規模等に応じて、訓練場所を決定し、一部の対象者、地域に偏ることのないよう実施する。

② 訓練日時・種別

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、冬季・夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、場合によっては災害図上訓練の実施にも配慮する。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

③ 訓練対象者及び指導者

計画段階から十分な打合せを行って、ペット同行避難や要配慮者（乳幼児、高齢者、障害のある人、外国人等）を含めた市民等の積極的な参加を求め、訓練後の検討会により訓練内容の見直し、改善に努める。

正しい知識、技術を習得するため、できるだけ防災関係機関の指導、協力を受ける。

④ 訓練方法

ア 実践的な技術を習得する。実動訓練及びイメージトレーニングとなる図上訓練をバランスよく実施し、総合的な防災力の向上に努める。

イ 訓練に伴う混乱や事故を防止するため、事前に必要な広報、予備措置を行う。

ウ 隣接の自主防災組織や地域の事業者、ボランティアとの連携に努める。

エ 訓練内容は、ペットとの同行避難者や要配慮者（乳幼児、高齢者、障害のある人、外国人等）への対応も想定する。

3 市民参加の防災訓練

市民が参加する防災訓練は、総合防災訓練、地域防災訓練、個別・部分訓練、図上訓練の区分に応じて、市又は自主防災組織等が計画的に実施する。

（1）総合防災訓練

市は、自主防災組織や消防団、自衛隊等の防災関係機関と一体となって、地域特性に留意し、地震災害をはじめとする各種自然災害を想定し、広く市民に対し防災技術の習得と防災思想の普及高揚を図ることを目的に、総合防災訓練を実施する。

本市では、平成4年度から拠点会場を巡回して「震災訓練」を開催し、阪神淡路大震災を教訓に、平成7年度から「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本趣旨に、市民参加による「市民震災訓練」を計画的に実施してきた。平成21年度からは、地震に限らず、各種自然災害に対応でき、市民協働の理念に基づく「市民防災訓練」として実施している。

① 訓練対象者

ア 一般市民

イ 自主防災組織及び各種市民団体

ウ 市職員及び消防団員

エ 警察、自衛隊、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関

オ その他防災活動協力団体・事業者、隣接自治体など

② 訓練内容

ア 事前………当日のみでなく、図上訓練等の事前訓練も重視した内容

・図上訓練、避難所運営ゲーム

・防災体制の見直し など

イ 訓練当日………災害発生を時系列でシミュレーションした地域と行政の情報リレ

一を中心とした内容

- ・安否確認、情報収集訓練
- ・消火訓練
- ・救出・応急救護訓練
- ・避難訓練、避難所運営訓練
- ・食料、飲料水等の生活必需物資供給訓練
- ・関係機関による支援訓練など

(2) 地域における自主的な防災訓練

自主防災組織及び地域市民団体は、自主的に防災訓練を開催し、地震発生初動期において、地域において市民が行うべき防災活動についての実践的な訓練を行う。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

① 対象者

自主防災組織及び地域市民団体

市及び消防局、警察等の防災関係機関は、積極的に協力、支援する。

② 訓練内容

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・応急救護訓練
- エ 集団避難・誘導訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 図上訓練 (DIG: Disaster [災害] Imagination [想像力] Game [ゲーム])
- キ 避難所開設・運営訓練
- ク 安否確認訓練
- ケ 災害ボランティアセンター開設・運営訓練
- コ その他必要な防災訓練

(3) 個別・部分防災訓練

① 個別防災訓練

身近な町会や事業所、各種市民団体は、独自の機会又は集会等を利用して、防災関係機関の指導、協力を得て、近隣住民や事業所、団体レベルで、上記(2)の②に掲げる訓練の中の個別項目を行う防災訓練を随時実施する。

② 部分防災訓練

町会や事業所、市民団体は、日常的な機会をとらえて、次に例示する部分訓練を随時実施する。

- ア 消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火活動
- イ チェーンソー、バール、鋸等の救助資機材を使用した救助方法
- ウ 応急手当、人工呼吸などの救命・救護活動
- エ テント、簡易トイレの組立て、浄水機、炊飯機等の備蓄資機材の使用取扱い
- オ 安否確認訓練

4 市が機関として行う防災訓練

(1) 情報収集伝達訓練

市は、地震発生直後における応急対策を実施するうえで最も重要な要素となる災害情報及び避難情報等を迅速かつ的確に収集伝達し、正確な情報の共有化を図るため、県及び防災関係機関等と連携して、定期的に情報収集伝達訓練を実施する。

① 訓練対象者

- ア 市（災害対策本部要員及び地区支部員、消防団員）
- イ 県、気象台等（防災担当者）
- ウ 警察、自衛隊、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関
- エ 民間防災活動協力団体
- オ 応援協定締結地方公共団体 など

② 訓練内容

- ア 県、気象台等からの津波予報、津波・地震情報、災害情報、被害情報及び避難情報等の情報収集訓練
- イ 災害対策本部と県（防災担当者）、防災関係機関、避難場所となる地区支部との情報収集伝達訓練
- ウ 災害対策本部と民間防災活動協力団体及び応援協定締結地方公共団体との協力・応援要請情報伝達訓練
- エ 同報防災無線、電光情報表示システム及び災害情報共有システム（Lアラート）等を活用した市民への情報伝達訓練
- オ 防災情報システムの連携実践訓練

(2) 職員防災訓練

災害対策本部を中心とする初動体制を確立し、地域防災計画に定められた防災対応を習熟、検証するため、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき、交通手段の制限、勤務時間内外の条件等を設定して、定期的に職員防災訓練を実施する。

① 訓練対象者

市職員

② 訓練内容

- ア 災害対策本部要員及び地区支部要員の参集指令及び集合配置
- イ 任務に応じた災害対策本部又は避難場所となる地区支部への集合
- ウ 災害対策本部長への災害状況等の報告、対応等の指示及び本部各部間の情報伝達
- エ 災害対策本部と地区支部との情報収集伝達訓練
- オ その他必要な訓練

(3) 災害図上訓練

災害のイメージ力と状況判断、即時対応力を養成するため、シナリオ非公開で災害状況の付与により地図上で状況把握し対応を決断するロールプレイング方式の災害図上訓

練を実施する。

- ① 訓練対象者
市職員、防災関係機関
- ② 訓練内容
 - ア 被害状況の把握と災害対策本部の設置
 - イ 被害状況に応じた避難指示と避難所の開設
 - ウ 災害対策本部、各局、関係機関の情報共有と対応
 - エ 時間経過に応じた災害対応方針の決定
 - オ 参加者の役割等に応じた災害対応（ロールプレイ）

（4）各局の応急対策活動訓練

各局は、地震災害時において道路、下水道、住宅などの土木公共施設をはじめ、上水道、ガス、医療・保健衛生、教育活動など、分掌する災害対策本部業務についての確に災害状況を把握し緊急な対策活動が適切に講じられるよう、適宜訓練計画を定め、個別に応急対策活動訓練を実施する。

【参照】資料4 金沢市災害対策本部の事務分掌

5 県等の実施する訓練への参加

県、隣接自治体又は災害時相互応援協定を締結している地方公共団体が実施する地震防災訓練に積極的に参加し、あるいは参加してもらうなど、相互の連携強化を図る。

また、県獣医師会と連携したペット同行避難を想定した防災訓練の開催や、観光客向けの避難訓練についても同様に連携を図る。

6 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

また、物資及び人の支援に関わる防災訓練を行う際には、金沢市災害時受援マニュアルを活用する。

第6節 防災体制の整備

所 管 □危機管理監 □関係各局

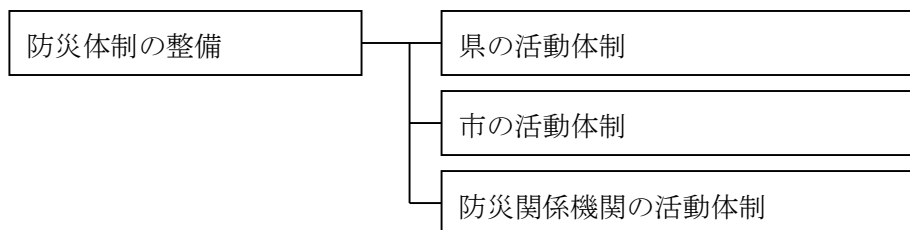
1 基本方針

地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、各種感染症の拡大防止を図るため、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

■体系



2 県の活動体制

本市と密接な連携のもとに災害応急対策を実施する石川県は、災害対策本部要員等の確保、地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備、災害対策本部室（専用室）の整備、県庁舎内での災害対策本部職員用の物資備蓄を進めている。

3 市の活動体制

市は、震度5弱以上の地震が発生した時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集に当たっては平常時から校下・地区ごとに収集伝達体制を整える。

(3) 情報発信

市は、避難所、校下・地区ごとの情報伝達体制を点検し、必要な整備を図り、防災・減災に向けたシステム等のICT化を推進し、各避難所との情報共有を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 国、県、専門家等との連絡体制等の整備

市は、避難指示等についてはそれらの解除を行う際に、国、県又は専門家等に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

(5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進

市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。災害時協力協定締結先については、以下の内容について拡充を検討する。

- ・各種災害用トイレの提供
- ・ペット飼養用品（ケージ、餌、トイレ道具等）
- ・外国人観光客対応
- ・福祉支援 など

(6) 防災マニュアル（業務継続計画）の策定等

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、防災マニュアル（業務継続計画）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(7) リ災証明交付体制の確立

市は、速やかにリ災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア リ災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。
- イ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結する。
- ウ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。
- エ 民間の調査要員の確保策について検討する。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設予定地を設定しておくものとする。但し、仮設住宅建設地の事前選定には、津波や土砂災害等の危険区域からの除外について考慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置場の確保

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について市民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータ・システムや各種データ(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等)の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(12) かなざわ災害時等協力事業所登録制度の登録

市は、災害時に協力活動可能な事業所に対して、かなざわ災害時等協力事業所登録制度の登録を推進する。

(13) 動物への対応

市は、市内のペットへのマイクロチップの普及・啓発や盲導犬等のケアについて、県獣医師会との連携を検討する。収容施設や飼育用品の提供等に関する関係団体との災害時協力協定の締結に努める。

(14) 受援計画の策定等

- ア 金沢市災害時受援マニュアルには、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制

等について必要な準備を整える。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

また、各種感染症対策として、避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(15) 要支援者対策

市は、要支援者に関する迅速な把握と災害対策本部への速やかな情報提供に向けた手段の確立に努める。

(16) 備蓄体制の整備

市は、備蓄計画について、食料や毛布等、各都市に共通する備蓄品を県内市及び中核市災害時相互応援協定等を活用して確保する。併せて家庭内備蓄の啓発や、流通備蓄の活用について研究する。また、分散備蓄について、県と連携し物流拠点等の充実を図る。

(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(18) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(19) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、地震が発生した時に応急対策活動を行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

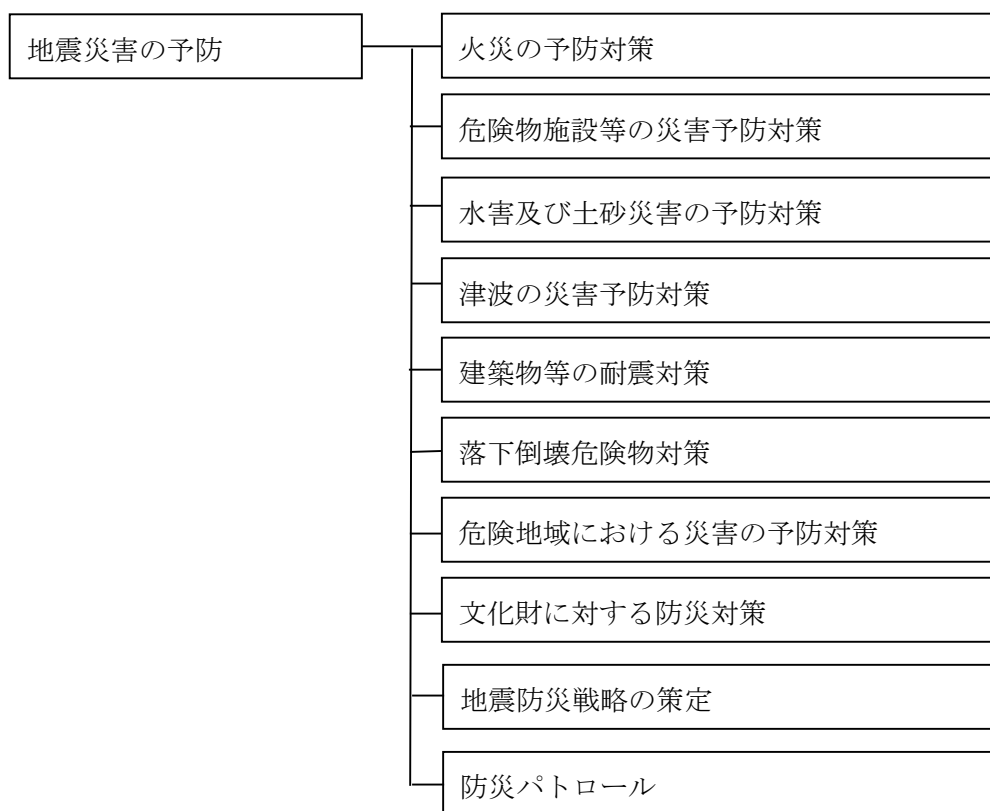
第7節 地震災害の予防

所 管 消防局 都市整備局 土木局 危機管理監 関係各局

1 基本方針

自助・共助・公助を基本に、地震に起因する火災の発生、建物の倒壊、土砂災害、水害など複雑多様な災害に柔軟に対応できる予防対策を進めるとともに、被災者の救出対策及び生活確保のための措置などの平常時から防災力を高め、減災社会の実現を目指す。

■体系



2 火災の予防対策

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があることから、日ごろから火気その他出火危険のあるものの取り扱いについて管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため、市、防災関係機関、事業所及び住民が一体となって火災予防の徹底を図る。

(1) 消防機関における対策

① 危険物施設、少量危険物取扱所

危険物製造所等の施設の安全向上について指導を行うとともに、関係事業者等を

対象に地震発生時における安全対策を徹底する。

② 不特定多数の者を収容する施設

劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入検査によって個別指導を実施する。

③ 雑居ビル、地下街等の都市ガス等

雑居ビル、地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

④ 病院・社会福祉施設等の要配慮者収容施設

病院や社会福祉施設については、入院患者や高齢者、児童、障害のある人など災害時に特に配慮を要する要配慮者が利用・入院していることから、施設防火管理者や施設職員に対する防災教育を実施し、被害の未然防止に努めるよう指導する。

施設管理者は、施設の立地条件や建物の構造等を十分把握し、消防職員の立ち入り検査による指導を受け、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、防災訓練等の計画の策定及び実施により、防火管理・避難誘導體制の充実を図る。

(2) 一般家庭等における対策

ア 燃焼器具の対策

- ・ 石油ストーブ…耐震自動遮断装置付以外のものは使用しない。
- ・ 液体燃料器具…使用しない時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンク転倒防止のため固定措置を講ずる。
- ・ L P ガ ス…使用しない時は、L P ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等による容器の転倒防止措置を講ずる。
- ・ 都 市 ガ ス…使用しない時は、元バルブを閉止する。

イ 出火危険のある次の物品については、保管場所に十分配慮し、転落、転倒、漏えい防止措置を講ずる。

- ・ 缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、卓上コンロ用ボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等

ウ 住宅用火災警報器設置指示と設置済み住宅に対する自主点検などの指導徹底を行い、住宅火災における逃げ遅れを防止する。

エ 火気器具の取り扱い、住宅用防災機器の常備と使用方法などを指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。

(3) 火災発生防止の緊急広報等

地震発生時には、市民に対して火災発生防止を徹底するため、同報防災無線や広報車及び報道機関の協力を得て、火災予防上必要な事項について緊急広報を行う。

3 危険物施設等の災害予防対策

発火性又は引火性物品、あるいは毒物劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害

の原因となるとともに、災害を拡大する重要な要因ともなるおそれがあることから、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、これら施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練を通して災害の防止を図る。

(1) 消防機関における対策

① 危険物施設等の現況把握

危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱数量等の状況を把握し、災害予防計画に反映する。

② 施設の安全指導

関係法令に基づき、立入検査、査察等を実施し、法令上の技術基準への適合について指導を行う。

③ 保安教育及び訓練の実施

危険物施設等の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会を実施する。

(2) 施設管理者等における対策

① 自衛消防組織の充実

自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

② 保安教育等の実施

保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

③ 資機材の整備

施設における必要な防災資機材の確保を図る。

(3) 学校・研究施設等の対策

学校や研究施設には、規制量以下の少量の危険物、毒・劇物や薬品が保管されている場合があるが、これらは地震動により転倒、落下し、混触や酸化により発火し、火災を発生させるおそれがあることから、施設管理者に対する指導を行う。

4 水害及び土砂災害の予防対策

地震発生に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、直接水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるほか、地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害についても懸念されるため、金沢市水防計画の定めに準じ、所要の警戒措置をとる。

(1) 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、地震発生に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、水防計画の定める危険区域について、堤防巡視を行い、監視のための水防団員を配置する。

(2) 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

(3) 水防作業人員の確保

水防管理者は、地震発生に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、消防機関又は消防団に出動の準備をさせ、消防長又は消防団長は水防作業上必要な人員確保のため、消防職員又は消防団員に自宅待機等の所要の措置を講ずる。

(4) 避難準備措置の確立

市長は、地震発生に伴う河川、ダム、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある集落等に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、平時から洪水避難地図等により水害危険について市民へ周知を図る。

(5) 地下空間の浸水対策

- ① 市は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- ② 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- ③ 道路管理者は、地下道の冠水による事故を未然に防止するため、道路状況等を把握するために必要となる監視カメラ等の施設整備を図るとともに、警察機関及び消防機関との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(6) 水防施設等の耐震対策

震災対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

(7) 橋梁など河川横断構造物の設計段階での配慮

橋梁など河川横断構造物の設計にあたっては、洪水流下を阻害しないよう、橋脚などの河川内構造物の配置、形状に留意するものとする。

(8) 河岸樹木などの整理

水害の発生については、河道内、河岸の樹木が、流下能力の低下を招き、あるいは出水により倒され流木となって河道を塞ぎ、被害拡大を引き起こすケースがあることから、倒木のリスクのある樹木の伐採など、適切な樹木管理を実施又は要請する。

5 津波の災害予防対策

津波に対する災害予防対策については、第5章津波対策計画・第1節の以下の項目を参照のこと。

- 「4 津波情報受伝達体制の確立」
- 「5 避難体制の構築」
- 「6 津波防護施設等の整備」

6 建築物等の耐震対策

建築物の構造については、建築基準法等により安全性が要求されているが、地震は地盤など多様な要素が複雑に関わりあい、阪神・淡路大震災（1995年1月17日）では建築物に予想外に大きい被害を与えた例も少なくなく、特に一般住宅の安全確保が重大な課題となっている。

災害に強いまちづくりを進めるには、公共、民間建築物を問わず、着実に建築物の耐震性、不燃性を高めるよう努めるとともに、とりわけ古い一般住宅の多い本市にあっては適切な補強、防火対策を講じなければならない。

（1）建築主等が行う耐震対策

- ア 瓦や外装材等の落下物対策、ブロック塀等の改善、ガラスの飛散防止及び軟弱地盤対策を講ずる。
- イ 所有する建築物等の耐震性を診断し、必要な耐震補強措置を講ずる。
- ウ 老朽建築物等の耐震性、不燃性建築物への改良を促進する。

（2）市が行う耐震対策

- ア 「金沢市建築物耐震改修促進計画」に基づき、効果の高い建物耐震化策を推進する。
- イ 市民、事業者からの「建築耐震相談窓口」を設置し、技術指導する。
- ウ 既存建築物耐震アドバイザーを派遣する。
- エ 緊急輸送道路を避難路として指定し、沿道建築物の耐震化を促進する。
- オ 住宅の耐震診断を奨励し、耐震補強等の普及啓発を図る（広報等による注意喚起、自主防災組織等と連携して説明会等を実施）。
- カ 避難所等となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強を推進する。
- キ 緊急輸送路、避難路沿い建築物の看板及び外装材の落下防止指導並びにブロック塀の調査及び改善を促進する。
- ク 老朽危険建築物について、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずる。
- ケ 多くの人々が利用する旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及び中高層建築物並びにその設備については、特に安全に対する配慮が求められ、定期的な所有者等からの状況報告又は実地調査に基づき、適切な指導を行う。

コ 地盤に液状化のおそれがある場合は、周知を図るとともに、基礎や地盤改良等の指導を行い液状化被害予防対策を促す。

(3) 建築主、建築設計者等への啓発

① 新築建築物

建築基準法及び構造関連指針に基づく設計、工事監理の徹底を指導する。

② 既存建築物

「誰でもできるわが家の耐震診断」、「金沢市建築物耐震改修促進計画」、「金沢市伝統構法木造建築物耐震性向上マニュアル（町家編）」、「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針」等による耐震診断及び耐震補強を促進する。

木造住宅の加震実験映像を活用し、講習会等を開催する。

③ 市が実施、支援する既存建築物耐震改修工事補助事業

災害に強いまちづくりの実現に向け、既存建築物（昭和56年5月31日以前に建築）を対象に耐震診断・設計及び改修工事の一部について補助金交付する。

| 区分 | 基準 | 補助率 | 限度額 | |
|----------------|------|---------------------|---------------------------------|------|
| 木造住宅 | 耐震診断 | 特定住宅に係るもの | 耐震診断に要する費用の全額 | |
| | | 高齢者等住宅に係るもの | 4 / 5 16万円 | |
| | | 上記以外の建築に係るもの | 3 / 4 15万円 | |
| | 耐震設計 | 特定住宅に係るもの | 耐震設計（必要最小限度の部分改修に限る）に要する費用の全額 | |
| | | 共同住宅、長屋、寄宿舍 | 2 / 3 23万円 | |
| | 改修工事 | 特定住宅に係るもの | 耐震改修工事（必要最少限度の部分改修に限る）に要する費用の全額 | |
| 共同住宅、長屋、寄宿舍※1 | | 2 / 3 60万円／戸 | | |
| 上記以外の建築に係るもの※2 | | 10 / 10 200万円 | | |
| 非木造建築物 | 耐震診断 | 一戸建て住宅 | 20万円 | |
| | | 共同住宅、長屋、寄宿舍 | 2 / 3 200万円 | |
| | | 緊急輸送道路沿道建築物※3 | | |
| | | 上記以外の不特定多数の人が利用する施設 | 1 / 3 100万円 | |
| | 耐震設計 | 一戸建て住宅 | 2 / 3 100万円 | 10万円 |
| | | 共同住宅、長屋、寄宿舍 | | |
| | | 緊急輸送道路沿道建築物※3 | 1 / 3 50万円 | |
| | | 上記以外の不特定多数の人が利用する施設 | | |

| 区 分 | 基 準 | 補助率 | 限度額 |
|------|---------------------|---------|--------------------------|
| 改修工事 | 要緊急安全確認大規模建築物に係るもの | 1 / 3※4 | なし※5 |
| | 一戸建て住宅 | 2 / 3 | 170 万円 |
| | 共同住宅、長屋、寄宿舎※1 | | 100 万円／戸 と1億円のいずれか低い額 |
| | 緊急輸送道路沿道建築物※3 | | 1 億円 |
| | 要緊急安全確認大規模建築物に係るもの | 44.8% | なし |
| | 上記以外の不特定多数の人が利用する施設 | 7.6%※6 | 2,000 万円 |

- ※1 限度額の根拠となる住戸数は別途算定します。
- ※2 過去に耐震設計補助を受けた場合、別途の補助率および限度額を適用。
- ※3 緊急輸送道路は「石川県地域防災計画」で定められたものをいう。
- ※4 設計費が150万円以下となる場合、補助率「1 / 3」とあるのは、緊急輸送道路建築物に該当するものは「5 / 6」、その他の建築物は「7 / 12」と読み替えます。
- ※5 設計費が150万円を超える場合、緊急輸送道路沿道建築物に該当するものは補助額に75万円、その他の建築物は37.5万円が加算されます。
- ※6 国の補助要件を満たした場合は、15.2%。

④ 建築設備

既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強を促進する。
また、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検・改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保に努める。

(4) 被災建築物等に対する安全対策

市は、災害時における建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、石川県と連携して応急危険度判定体制を整える。

(5) コンピュータの安全対策

本市自ら保有するコンピュータ・システムについては、金沢市情報セキュリティポリシーに基づき所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策実施について啓発を行う。

7 落下倒壊危険物対策

(1) 構造物等の点検、補修、補強等

地震の発生により、道路及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、特に緊急輸送路、避難路について、道路管理者、公安委員会、北陸電力株式会社、西日本電信電話株式会社、その他の所有者、設置者は、次によりそれぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行う。

表2-7-1 落下倒壊危険物対策一覧表

| 物件名 | 対策実施者 | 措 置 等 |
|------------------|-------|---|
| 横断歩道橋 | 道路管理者 | 耐震診断を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。 |
| 道路標識、 交通信号機等 | 管 理 者 | 施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 |
| 枯死街路樹等 | | 樹木除去等適切な管理を講ずるよう努める。 |
| 電柱、街路灯 | | 設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。 |
| アーケード、 バス停上屋等 | 設 置 者 | 新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策、措置に努める。 |
| 看板、広告等 | 管 理 者 | 許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 |
| ブロック塀 | 所 有 者 | 既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良又は生け垣化等をする。 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。 |
| ガラス窓等 | 所 有 者 | 破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。 |
| 自動販売機 | 管 理 者 | 転倒により、道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。 |
| 樹木、煙突 | 所 有 者 | 倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。 |

(2) 広報活動

道路区域内における不法占用の防止及び撤去のための広報を実施し、道路利用者、沿道の住民及び事業者へ危険防止を周知する。

8 危険地域における災害の予防対策

地震発生時における地すべり、がけ崩れ、山崩れ、急傾斜地等の崩壊、津波、洪水、液化等災害を防止するため、県及び市は、危険地区の現況を把握し、区域の指定と周知、警戒避難体制の確立を図り、障害物の除去及び防災施設の整備を促進する。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

① 基礎調査の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以

下「土砂災害防止法」という)に基づき、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、その結果を市長に通知するとともに公表する。

② 土砂災害警戒区域における対策

ア 県は、あらかじめ、市長の意見を聴いて土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という）の指定に努める。また、県は、警戒区域の指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類について、住民への周知を図るとともに、市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市に提供する。

イ 市は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 警戒区域をその区域に含む市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

オ 県及び市は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、警戒区域をその区域に含む市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

③ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域農地、建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、市の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

ア 住宅分譲地や社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(2) 山間地の孤立する可能性のある地区の選定

土砂災害危険箇所等の地区及び現地調査により災害時に孤立する可能性のある地区を把握し、土砂災害警戒区域等と整合を図りながら、その対応と措置を講ずる。

(3) 危険地区の指定及び周知

県及び市は、市民の生命と財産を保護するため、危険地区の現況を調査し、法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域やその他危険地区を地域防災計画に明示し、周辺住民に対し災害の危険性について周知徹底を図る。また、地区により起こりうる災害特性が異なるため、地区の特性にあったわかりやすいハザードマップの作成にも配慮する。

【参照】資料8 がけ地等危険箇所

資料9 落石等注意箇所

資料10 降雨情報連絡装置場所

(4) 警戒体制の確立

市は、関係機関と連携を密にし、定期的に危険地区の巡視・点検を実施し、災害の未然防止に努める。

地震発生後に地すべり、がけ崩れ、山崩れ、急傾斜地等の崩壊、洪水、液状化等のおそれがあると認めるときは、危険地区の巡視・警戒を行うとともに、当該危険地区に警戒要員を配置し、兆候把握のための観測機器を設置するなどの所要の措置を講ずる。なお、巡視・警戒に当たるべき時期を失しないよう、関係機関と連絡を密にし、降雨量の把握に努めるとともに、雨量計設置機関は逐次情報の提供に努める。

(5) 避難体制の確立

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域住民の生命、身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を状況に応じて発令する。

また、地域の実情に最も適した避難場所、避難経路及び避難誘導方法を定め、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

さらに、危険地区などにおいては、差し迫った状況で避難所への避難が困難な場合に備えて、2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難すること、周囲の比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)に避難する等、近隣に一時避難先を決めておくことなど啓発を行う。

(6) 住宅移転事業の促進

県及び市は、危険箇所に居住するものに対して、必要な指導を行うとともに、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

(7) 宅地造成地等災害予防

県及び市は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等崩壊の発生を防止するため、

宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制、指導を行う。

（８）複合災害への対応

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が起こりうることを想定し、被害を軽減する対策を講じる。

なお、市、県及び防災関連機関は、平素から備えを充実するとともに、本計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

ア 複合災害が発生した場合において、災害にあたる要員、資機材等について、不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材等の資源配分に関して調整を行い、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

イ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

ウ 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努め、連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

9 文化財に対する防災対策

（１）安全対策の方針

文化財の地震対策は、文化財建造物の管理状況、特に危険な建物等の実態を把握し、防災体制の整備、防災施設の配備点検、消防水利の確保、防災訓練の実施等常に安全確保に留意し、可能な修理補強等を実施する。

また、史跡、名勝等については、崩壊倒木などの危険箇所の整備を促進し、安全を確保する。

（２）市の対応方針

文化財の実態を把握するとともに、防災対策について、文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図るとともに、文化財保護のため平常時から民間団体との連携を強化する。

防災対策の実施に当たっては、別途定める歴史遺産防災管理対応マニュアルに従う。

10 地震防災戦略の策定

（１）地震防災戦略の位置づけ

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震に対しては、具体的な被害軽減量を数

値目標として定め、それに向けて、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくことが必要とされる。中央防災会議では、人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的目標（減災目標）を定めることなどを内容とする「地震防災戦略」を平成17年3月に策定した。

さらに、大規模地震以外の地震についても、地方公共団体は、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、効果的かつ効率的な地震対策を推進する必要があるとされている。

（2）地震防災戦略の構成

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標等から構成する。なお、想定される地震に対する全体的な減災目標及び具体目標に対し、個々の地方公共団体における目標を「地域目標」と言う。

① 減災目標

被害想定をもとに被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である。

② 具体目標

減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるものである。

（3）金沢市の減災目標

中央防災会議では、東海地震、東南海・南海地震について、被害想定結果を踏まえ、減災目標を策定している。金沢市では森本・富樫断層帯による地震の被害想定を実施し、経済被害額は算出していないが、人的被害を明らかにしている。したがって、まず、人的被害について中央防災会議と同様の目標を定める。

なお、各種対策と被害との関係の定量的把握が困難なものがあるため、各種投資と減災効果の把握に関する手法の検討も併せて進めていくこととする。

11 防災パトロール

市をはじめとする防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険個所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

（1）調査対象

- ア 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- イ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険個所及び過去の災害発生箇所
- ウ 孤立予想集落及び臨時離着陸場

(2) 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

(3) 実施機関

| | |
|-------|------------------------------|
| ア 市 | 関係各課、消防機関 |
| イ 県 | 関係各課（出先機関） |
| ウ 国 | 金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所、海上保安部 |
| エ 警察 | 警察本部、警察署 |
| オ 自衛隊 | 陸上自衛隊第14普通科連隊 |

(4) 調査結果

市は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。各防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

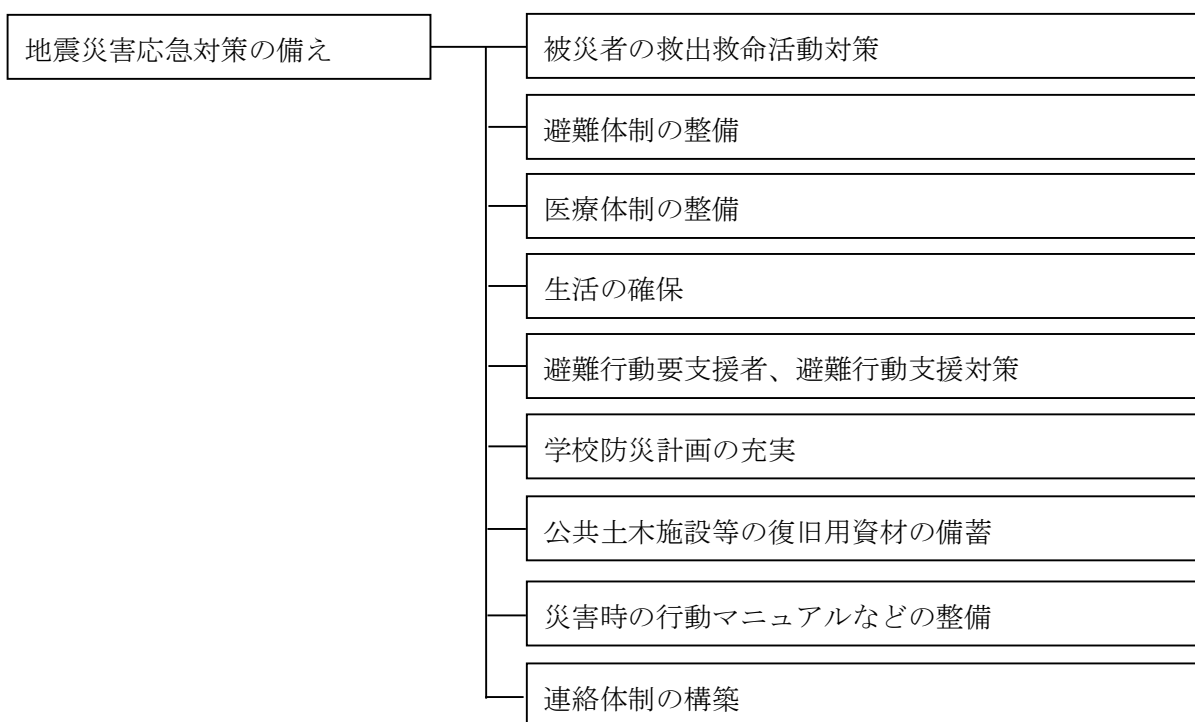
第8節 地震災害応急対策の備え

| | | | | | |
|-----|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 所 管 | <input type="checkbox"/> 消防局 | <input type="checkbox"/> 危機管理監 | <input type="checkbox"/> 福祉健康局 | <input type="checkbox"/> 保健局 | <input type="checkbox"/> 都市整備局 |
| | <input type="checkbox"/> 土木局 | <input type="checkbox"/> 教育委員会 | <input type="checkbox"/> 企業局 | <input type="checkbox"/> 関係各局 | |

1 基本方針

迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するため、金沢市における平時からの備えについて定める。

■体系



2 被災者の救出救命活動対策

建物の倒壊等による被災者に対する救出救命活動が迅速かつ的確に行われるよう、県及び関係機関との連携体制の強化を図るとともに、平時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 市民、自主防災組織、事業者等に対する地域相互扶助による救出救命活動の意識啓発
- イ 市民、自主防災組織、事業者等への自動体外式除細動器（AED）の使用に関する講習会の開催
- ウ 消防機関及び消防団の救出救護活動用資機材の配備

- エ 救出技術、応急手当の知識及び技術の教育、救出救護活動の指導
- オ 自主防災組織の救出救護活動用資機材の整備支援
- カ 避難行動要支援者名簿の整備と自主防災組織等関係機関への配備
- キ 救出救護資機材の活用における、民間事業者等との連携

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、応急手当の知識及び技術の習得
- イ 救出救護活動用資機材の整備・点検及び訓練の実施
- ウ 自主防災組織と事業者等との地域連携体制の確立と訓練の実施
- エ 地域における要配慮者の事前把握

3 避難体制の整備

市は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保整備に努め、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難場所については、救護所及び仮設トイレの設備など生活環境の整備や施設等の耐震性の向上に努めるとともに、町会連合会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。

(1) 避難場所の指定等

市は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所を指定し、避難路を確保するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

また、高齢者や障害のある人は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、校下・地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

なお、避難所の規模（収容量）・設備内容について、定期的に点検を行い、適正な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

① 避難場所

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などに対する安全性
- イ 津波に対する安全性
沿岸地域及び河川の下流域にあっては、標高の高い所であること。
- ウ 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民に身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- エ 公共性
いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること。
- オ 生活必需品等の供給
避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ

レ、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難場所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

② 避難路

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。
- イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 津波や浸水の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(2) 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害のある人等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、二次避難支援マニュアルなどを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難場所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

(3) 交通規制

警察は、地震時の避難を容易にするため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

(4) 避難場所の表示標識の設置

市は、避難場所について、町会連合会、自主防災組織等を通じて周知徹底するとともに、避難場所の表示標識を設置する。

また、ピクトグラムの活用や多言語対応など、外国人を含む観光客等土地に不慣れた方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

(5) 安全確保計画

① 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA 等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

② 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設

その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認、避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

③ 要配慮者の安全確保

国が示している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取扱指針」（平成25年8月）を補強する形で、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難行動支援の実施が定められた。（避難行動要支援者：市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）

これに従って、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、要配慮者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など要配慮者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランを早期に策定し、具体的な避難支援計画の策定を行う。（「7 避難行動要支援者の避難行動支援対策」参照のこと）

④ 外来者、帰宅困難者の安全確保

本市へ訪れた観光客などの外来者や自宅へ帰宅することが困難な帰宅困難者が中心市街地や観光地などにおいて発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をもとに避難場所の確保や安否などの連絡システムの整備を行う。企業等に対しては、従業員等を一定期間留めておくことを求めるとともに、帰宅困難者の受け入れ及び確認を行うための訓練の実施を働きかける。

4 医療体制の整備

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から地震の発生に備える。

（1）医療に関する役割分担

① 市が実施すべき事項

- ア 医療救護班の派遣等医療救護計画の作成
- イ 金沢市医師会との医療救護班編成についての協議
- ウ 医療救護所で使用する資機材の備蓄又は調達計画の作成
- エ 重傷病者の収容計画及び搬送計画の作成
- オ 医療救護所等における被災者の健康対策、精神保健に関する計画の作成
- カ 医薬品の拠点備蓄と分散備蓄の推進

- ② 市民が実施すべき事項
 - ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品の準備
 - イ 医療、救護を受けるまでの応急処置、救急看護技術の習得
 - ウ 献血への協力
- ③ 自主防災組織等が中心となって実施すべき事項
 - ア 応急救護活動を行う救出救護班の編成
 - イ 医療関係団体等の協力により、応急処置、救急看護技術の習得
 - ウ 担架、救急医療セット等の応急看護資機材等の整備
- ④ 医療機関が実施すべき事項
 - ア 医療施設等の耐震性の強化
 - イ 防災活動要領（マニュアル）の作成
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 震災時のライフライン（水、電気等）の維持体制の確立

（2）医療救護計画の策定

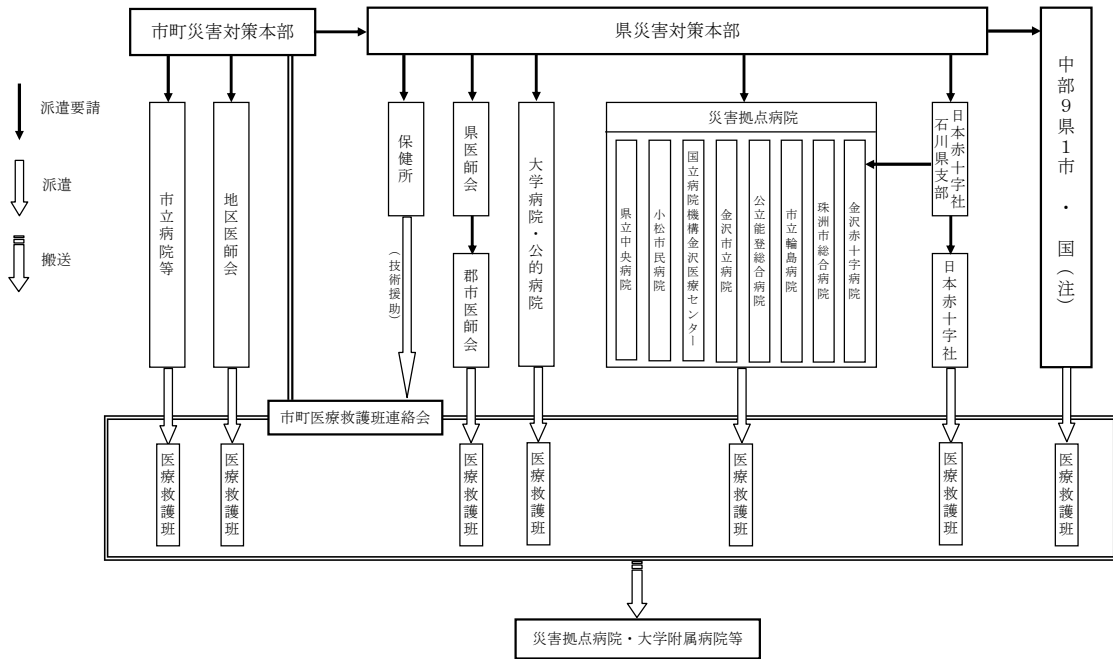
- ① 市の体制整備
 - ア 市は、市の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
 - イ 医療救護班編成に当たっては、市医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。
 - ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師も1名加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。なお、市で編成する医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。
 - エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
 - オ 市は、震災時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
 - カ 市は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
 - キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
 - ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。
 - ケ 市は、エコノミークラス症候群対策のため、弾性ストッキングの提供に関わる災害時協力協定締結団体の拡充を検討する。
- ② 県との協力
 - 市の医療救護では不足する場合に備え、県が県医師会、大学附属病院、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て確立する災害時の医療救護体制から応援、補完を受ける。
 - また、県が関係機関と連携して確立するヘリコプター等による患者の広域搬送体

制を活用する。

(3) 情報連絡体制

① 医療救護活動に係る情報連絡体制

情報連絡の系統図は、次のとおりである。被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市が、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制については県が整備する。



(注) 「9 県 1 市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。
 協定名：中部 9 県 1 市災害時等応援に関する協定（平成 7 年 11 月 4 日締結、平成 19 年 9 月 26 日改訂）
 協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

図 2-8-1 医療救護活動系統図

② 災害・救急医療情報システムによる連絡体制

県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師、看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況などの災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しており、本市消防局もこのシステムに参加している。

〔石川県災害・救急医療情報システムの概要〕

ア 平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に平成 9 年 1 月から運用開始

イ システム参加機関

医療機関、消防局・消防本部、医師会、保健福祉センター等

ウ 災害時情報

診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等

③ 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の優先電話の確保など災害に強い通信の整備に努める。

④ 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等

県及び市は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

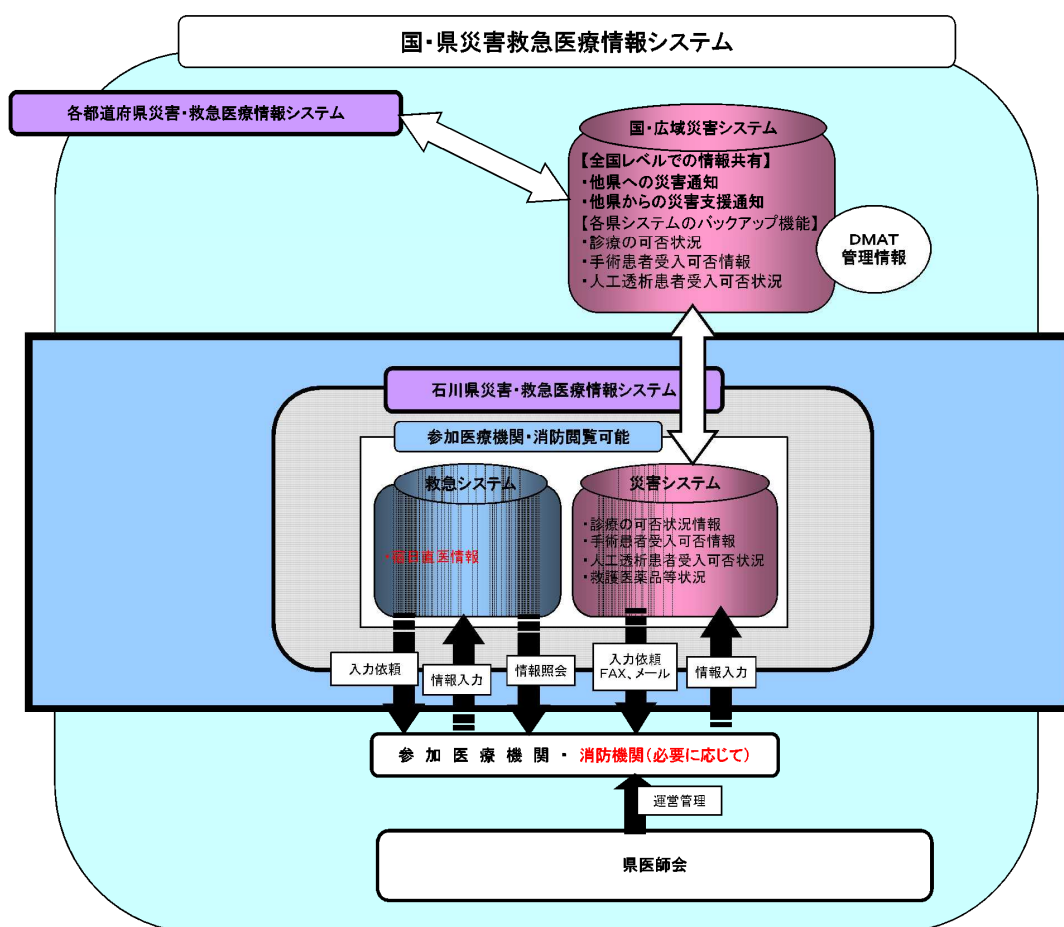


図 2-8-2 石川県災害・救急医療情報システム概念図

5 生活の確保

地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置をとる。

(1) 食料及び生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

また、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

① 市が実施すべき事項

市は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという視点に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、被災地における迅速な対応を図るため、防災備蓄倉庫（拠点備蓄）と学校備蓄倉庫（分散備蓄）の設置を計画的に進めるとともに、アレルギー対応食品や、要配慮者向けの柔らかい食品等の備蓄、洋式仮設トイレ、マスク、消毒液、間仕切り、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資を適時・適切に配備する。また備蓄品は、要配慮者、女性、子供にも配慮し調達するものとする。平常時においては、各備蓄倉庫の備蓄状況を確認し、消費期限や耐用年数を考慮し、適正な周期で計画的な更新・整備に努める。仮設トイレの提供や要配慮者対応物資については、災害時協力協定締結団体の拡充・締結促進に努める。

また、災害時の調達を円滑に行うため、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者等と「災害時における食料物資等の供給協力に関する協定」の締結を進め、緊急に調達し得る調達体制の整備を講じておく。

同時に、被災者に物資が迅速に供給できるように、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

② 市民が実施すべき事項

大規模災害時には、市が発災直後から生活関連物資を円滑に確保、供給することは不可能であることから、家庭や職場において、3日間程度生活ができる食料や飲料水、携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄に努め、非常持出し品を準備しておくものとする。

表 2 - 8 - 1 備蓄倉庫

| | 区 分 | 名 称 | 備 蓄 内 容 |
|-------------|----------------|-------------------|----------------------------------|
| 拠 点 倉 | 災害時に必要となる基本備蓄品 | | |
| | 防 災 備 蓄 倉 庫 | 大和町防災備蓄倉庫（大和町） | 毛布、食料、 発電機、炊飯用大釜、 テント、オムツ、 |
| | | 大桑防災備蓄倉庫（大桑3丁目） | |
| | | 泉本町防災備蓄倉庫（泉本町5丁目） | |

| | | | |
|-------------|-----------------------|---|-------------------------------|
| | | 旧夕日寺小学校備蓄倉庫（夕日寺町） | 救急セット、 緊急用のトイレ、 非常用保存水等 |
| | 学校備蓄倉庫等 | 犀桜小学校、長町中学校 小立野小学校、旧材木町小学校、 兼六小学校、森山町小学校、 中村町小学校、中央小学校、森本小学校、 馬場小学校、金石町小学校、泉小学校、 旧野町小学校、泉野小学校、富樫小学校、 松ヶ枝緑地倉庫、此花町緑地倉庫、 金沢市ものづくり会館（粟崎町4丁目） 金沢南総合運動公園（富樫3丁目） 安原スポーツ広場（下安原町） | |
| 初動時 活用倉庫 | 初動時に避難所運営に最低限必要となる備蓄品 | | |
| | 学校備蓄倉庫 | 上記以外の その他のすべての金沢市立小中学校等 68校 | 毛布、 ストーブ、炊飯用大釜、 ブルーシート |
| | 公民館 | 金沢市内のすべての公民館 61館 | 毛布 |
| | 体育館等 | 避難所として想定される体育館 12館 | 毛布 |

表2-8-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|-----------------------|------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 飲料・食料・ 生活必需物資供給 | 金沢市農業協同組合 | 松寺町末 59-1 | 237-0002 | 237-2209 |
| | 金沢中央農業協同組合 | 入江 1-1 | 291-5000 | 291-4111 |
| | (一社)金沢市中央市場運営協会 | 西念 4-7-1 | 220-2717 | 222-2903 |
| | (社)石川県パン協同組合 | 武蔵町 8-2 | 221-1653 | 同左 |
| | 石川県製麺工業協同組合 | 増泉 5-10-24 | 247-3305 | 247-3306 |
| | (一社)石川県食品協会 | 鞍月 2-20 | 268-2400 | 268-6082 |
| | 協同組合金沢問屋センター | 問屋町 2-61 | 237-8585 | 237-5240 |
| | 石川県生活協同組合連合会 | 古府 2-189 | 259-5962 | 259-5963 |
| | 生活協同組合コープいしかわ | 白山市行町西 1 | 275-9854 | 275-9951 |
| | ユニー(株) アピタ金沢店 ピアゴ金沢ベイ店 | 広岡 3-3-77 中村町 10-20 無量寺町 4-56 | 235-3512 226-3111 225-2511 | 235-3519 226-3119 225-2518 |
| | 北陸コカ・コーラボトリング(株) | 東蚊爪町 1-33-1 | 239-2350 | 239-9177 |
| コーシンサントリービバレッジサービス(株) | 野々市市押野 2-219 | 248-8850 | 248-5297 | |

【参照】資料11 食料等の備蓄計画及び状況（平成29年度末）

（２）飲料水等の確保

① 市が実施すべき事項

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧用資機材の備蓄
- イ 学校防災井戸の設置及び消雪用井戸の計画的改良
- ウ 仮設給水栓、給水袋等の応急給水資機材の整備
- エ 市民、自主防災組織に対する貯水、応急給水についての指導
- オ 民間団体との応急給水・応急復旧に関する協力協定の締結

② 市民が実施すべき事項

ア 家庭における貯水

- ・ 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準。世帯人数の3日分を目標とする。
- ・ 貯水は、水道水等衛生的な水を使用する。
- ・ 容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものを用いる。

イ 自主防災組織における飲料水の確保

- ・ 応急給水を円滑に行う給水班等の編成を準備する。
- ・ 非常時に利用予定の井戸等の水は水質検査を実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ・ 給水ポンプ、ポリタンク等応急給水に必要な資機材の整備と操作訓練により、取扱いに習熟する。

（３）清掃、防疫及び保健衛生活動

清潔な生活環境を維持するため、次の対策を講ずる。

① 市が実施すべき事項

- ア ごみ、し尿処理及び防疫実施計画の作成
- イ ごみ、し尿処分地の選定及び仮設トイレの備蓄
- ウ 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備
- エ 市民が行うごみ、し尿処理及び防疫対策の指導
- オ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画の作成
- カ 被災動物の保護収容施設の設置及び救護活動計画の策定

② 市民が実施すべき事項

- ア ごみ、し尿等の自家処理に必要な資材、器具の準備
- イ ペット動物の飼育に必要なペット用品（エサ・ゲージなど）の確保と逃亡を防ぐ処置

（４）燃 料

ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス等の燃料供給に関し、関係団体と協力協定を締結する等、優先的確保に努める。

表2-8-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

| 協力活動 | 団体名 | 住所 | 電話 | FAX |
|-------|-----------------|----------|----------|----------|
| 燃料等供給 | 石川県エール・ガス協会金沢支部 | 古府 3-16 | 249-2300 | 249-2320 |
| | 石川県石油販売協同組合 | 鞍月 5-177 | 256-5330 | 238-3330 |
| | 石川県石油販売協同組合金沢支部 | | | |

(5) 義援金・物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市は、発災直後から義援金・物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

6 要配慮者対策

震災発生時には、乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人などの、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、県及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

(1) 在宅の要配慮者への配慮

① 要配慮者の日常的把握

市は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、ホームヘルパー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害のある人等といった要配慮者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人一人の要配慮者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。

② 要配慮者の避難支援計画の策定

市は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要配慮者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、要配慮者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など要配慮者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。

(「[7](#) 避難行動要支援者の避難行動支援対策」参照のこと)

③ 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急情報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

④ 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

⑤ 要配慮者避難支援マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

⑥ 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。また、かなざわコミュニティ防災士の育成において、要配慮者対応に関する知識や対応について強化する。

⑦ 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害のある人等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

⑧ 二次避難支援体制の整備

市は、県の被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市との協力体制の構築を図る。

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(2) 社会福祉施設等における整備

① 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、市や県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

② 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

③ 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や震災時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、震災時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(3) 外国人に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう以下の防災環境づくりに努める。

- ① 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。
- ② 多言語による防災知識の普及を推進する。
- ③ 外国人（観光客含む）等の防災訓練への参加を推進する。
- ④ 地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備などに努める。
- ⑤ 国際交流財団及び多文化共生まちづくり事業との連携を図る。
- ⑥ 県の「災害語学サポーター育成講座」との連携を図る。
- ⑦ 多言語コールサービスの利活用を検討する。
- ⑧ ICTを活用した外国人旅行者向け情報伝達手段（タブレット、デジタルサイネージ等）を検討する。
- ⑨ 観光事業者向け災害時外国人対応ガイドブックの作成と周知に努める。
- ⑩ 語学ボランティア団体や外国人観光客対応に向けた災害時協力協定締結団体の拡充等を検討する。
- ⑪ 多言語対応の面において、市民として定住している外国人からの協力が得られるよう努める。
- ⑫ 留学生の通訳ボランティア参加の可能性を検討する。

7 避難行動要支援者の避難行動支援対策

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方(全体計画)を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

（１）避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害のある人等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

以下に、市における避難支援等関係者を示す。

- ・ 自主防災会
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 消防分団

（２）避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

② 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害のある人等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

③ 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を次の通り設定する。

但し、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ・ 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる
- ・ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる。

- | |
|-----------------------------------|
| (ア) 要介護認定3以上を受けている者 |
| (イ) 75歳以上の高齢者を含む高齢者単独・高齢者のみの世帯 |
| (ウ) 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1、2級の者 |
| (エ) 身体障害者手帳の下肢の障害が1から3級の者 |
| (オ) 療育手帳Aを所持する者 |
| (カ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者 |

(3) 名簿の管理

① 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

② 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態で維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。但し、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明した上で、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ウ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

（５）避難のための情報伝達

① 高齢者等避難の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・高齢者や障害のある人等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害のある人に合った、必要な情報を選んで流すこと

② 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

（６）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

8 学校防災計画の充実

地震等の災害の発生に際し、児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、「学校における災害対応基本指針」（平成25年1月改訂金沢市教育委員会）に基づき、児童・生徒の発達段階、地域の実情、過去の災害事例等を踏まえながら、次の事項に留意して、学校防災に関する計画の作成・充実を図る。

- ア 学校の施設・設備等の点検・整備、児童・生徒の学校生活等における危険の発見・除去体制の整備
- イ 児童・生徒が災害から自らの生命を守るべく安全な行動を取る能力や態度を育てる計画的な指導体制の整備
- ウ 災害が発生した場合に適切な緊急措置を講じる体制の整備

9 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

市は、公共土木施設等の復旧用資材の備蓄に努める。

10 災害時の行動マニュアルなどの整備

東日本大震災では、想定外の規模の地震や津波の被害を受け、防災においても想定外の対応を余儀なくされた。市は、こうした予期せぬ状況が起こりうるという視点にたって、前もって、起こりうるリスクを見直し、災害時に各組織がとるべき対応を定めた行動マニュアルなどを作成する。また、自主防災組織等は、地区防災計画の策定を推進する。

11 連絡体制の構築

災害時協力団体・事業所との平常時における定期的な連絡体制を整備するとともに、自主防災組織とも、防災に関する情報交換や地域の課題などを把握し、改善や情報の共有化を進め、定期的な連絡体制を確保する。また、避難所と災害対策本部との連絡・情報共有体制の整備を図る。(防災情報システムの整備)

第9節 防災施設等の整備

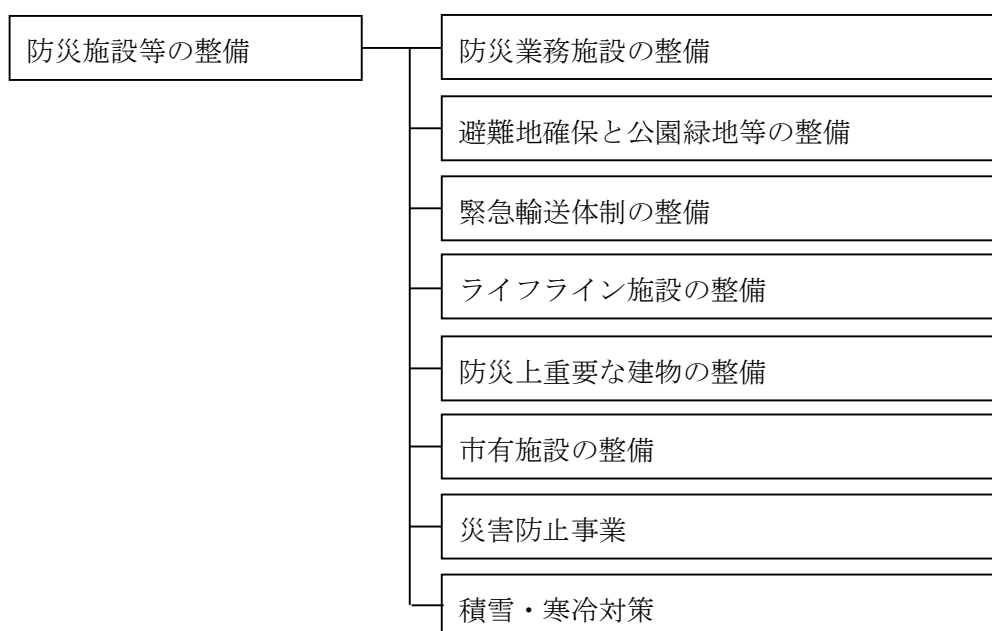
所 管

消防局 都市整備局 土木局 危機管理監 企業局
 教育委員会 関係各局

1 基本方針

都市行政の基本である「災害に強い安全な都市づくり」を目指して、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく項目及びその他の震災対策事業により、都市防災対策上計画的に整備すべき施設等の整備と維持管理の方針を示す。

■体系



2 防災業務施設の整備

市は、防災活動を円滑に実施するため、危機管理センターをはじめとする防災施設の整備に努めるとともに、消防施設、通信施設その他の防災活動に必要な施設及び資機材の計画的整備を進める。また、これらの防災業務施設は、バックアップ電源（発電機）、通信設備の複数手段の確保など、防災施設の多重防護を推進するとともに、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施について配慮する。

（1）危機管理センターと防災拠点施設の整備

市は、災害時における防災関係機関の防災活動を円滑に実施するため、危機管理センターと防災拠点施設を計画的に整備し、食料、生活必需物資及び防災資機材の総合的な備蓄を推進する。

① 危機管理センターの建設検討

ア 基本方針

市の災害対策活動の中核拠点として、災害対策本部の総合指令センター及び都心部の防災資機材備蓄基地等の本部機能を備えた危機管理センターの建設に向けての検討を進める。

イ 施設機能の目標

災害対策本部室、要員作業室、会議研修室、救護室、備蓄倉庫等

② 防災拠点広場の整備

ア 基本方針

災害時における地域住民の避難場所、また、市内の被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場を、概ね中央、東、西、南、北の各地区に計画的に整備する。

イ 施設機能の目標

避難用広場、防災備蓄倉庫、屋内施設、ヘリポート、駐車場等

ウ 整備状況及び計画

- ・平成 8～10 年度・・・大和町防災拠点広場
- ・平成 24～26 年度・大桑防災拠点広場
- ・平成 26 年度……………金沢南総合運動公園、安原スポーツ広場（備蓄倉庫整備）
- ・今後計画……………城北市民運動公園の整備にあわせて計画整備

③ 防災拠点施設の整備

(a) 防災備蓄倉庫

ア 基本指針

災害時における地域住民への非常用物資の供給拠点としての防災備蓄倉庫を市内4箇所に整備する。

イ 施設機能の目標

地域住民用の食料及び生活必需物資の備蓄

ウ 整備状況及び計画

- ・平成 10 年度……………大和町防災備蓄倉庫
- ・平成 25 年度……………大桑防災備蓄倉庫
泉本町防災備蓄倉庫（泉本町防災拠点施設）
- ・今後計画……………城北市民運動公園の整備にあわせて計画整備
城北市民運動公園内に整備する金沢スタジアムについては、災害時における指定緊急避難場所として活用し、併せて防災備蓄倉庫の機能も持ち合わせる予定。

(b) その他防災拠点施設

ア 緊急消防援助隊や防災関係団体の活動拠点となるよう、資機材備蓄施設等の機能を備え、平時には訓練や研修等を行うことができる施設を消防署所等に整備する。

イ 施設機能の目標

資機材備蓄施設、緊急消防援助隊受援施設、防災センター等

ウ 整備状況及び計画

- ・平成 12 年度……緊急消防援助隊受援指揮運用拠点基地（消防訓練所内）
南部地区防災資機材備蓄施設（中央消防署泉野出張所併設）
- ・平成 14～16 年度…防災センター、資機材備蓄施設（中央消防署併設）
- ・平成 23 年度……北部防災資機材備蓄施設（駅西消防署小坂出張所併設）
- ・平成 25～26 年度…緊急消防援助隊受援施設（泉本町防災拠点施設）
- ・平成 27～28 年度…資機材備蓄施設等（金石消防署臨港出張所併設）
- ・平成 30～31 年度…資機材備蓄施設等
（中央消防署小立野出張所 再整備にあわせて併設）
…緊急消防援助隊受援施設（消防訓練所内）
- ・今後計画 ……公共施設整備にあわせて計画整備

(2) 地域防災施設の整備

災害時において地域住民の避難場所となり、応急救護活動や情報活動などの地域防災活動を支える拠点となる小中学校や公園などの施設について防災機能を充実強化するとともに、地域における自主防災組織等による積極的な防災活動を展開するための防災施設と資機材整備を支援する。

地域の特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校、公民館等の公共施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

各種感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるように努めるものとする。また、必要な場合には、近隣の防災拠点（同じ中学校区域内等）への避難や、ホテル・旅館を含めた民間施設の活用等、可能な限り多くの避難所の整備に努める。

指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、間仕切り、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資や各種感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

① 小中学校の防災拠点化

ア 耐震補強工事の推進

イ 余裕教室利用の備蓄倉庫の設置（震災アセスメント調査結果に基づき想定避難者数の多い地区を重点整備）（表 2-8-1 参照）

ウ 防災井戸の設置

- エ 衛星電話の配備
 - オ 同報防災無線の設置
 - カ 屋上サインの表示（本節6(5)で詳述）
 - キ 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備
 - ② 公園の防災拠点化（本節3「避難地確保と公園緑地等の整備」で詳述）
 - ア 災害時に緩衝緑地や避難場所となる公園緑地等の整備
 - イ 防火水槽の設置
 - ウ 同報防災無線や備蓄倉庫の設置
 - エ 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備
 - オ バリアフリー化の推進
 - ③ 公民館、児童館、コミュニティセンターの整備推進
近隣住民や子どもたちのふれあい拠点となる公民館や児童館の建設を進め、コミュニティセンターの整備に対し助成を行う。
 - ④ 自主防災組織防災資機材等の整備
自主防災組織による積極的な防災活動を展開するため、防災倉庫と防災資機材を整備する事業に対して補助を行い、地域自らによる防災機能を強化する。（本章第4節「自主防災組織の育成」で詳述）
- 【参照】資料 11 食料等の備蓄計画及び状況
- 【参照】資料 12 金沢市指定避難場所一覧表
- 【参照】資料 32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

（3）消防用施設等の整備

- ① 消防署所の機能強化
消防・防災活動の中核拠点として、適正配備とあわせて、消防署所の耐震性の向上、非常用電源など施設装備の機能強化、消防体制の充実を計画的に推進する。
- ② 消防用施設の整備と消防団の強化
消防計画の定めるところにより、地震発生時に予想される火災から被災市民の生命と財産を守るため、消防力の強化にあわせて、消防施設、水利等の整備を図る。
- ③ 消防団の施設・装備の充実及び活性化
本市の伝統ある消防団は、地域防災活動の中核として重要な役割を果たしており、消防団の施設・装備の充実を図り、知識・技能の向上等育成を強化する。また、消防団については、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するなど、引き続き活性化に努める。
- ④ 市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

（4）用水その他施設の防災活用

ライフラインが途絶する地震災害時には、消火用、生活用の水の確保が至上命題となる。このため、本市の地域特性資産である用水や河川、道路消雪用井戸等の防災活用を積極的に進める。

① 用水、河川等の活用

ア 用水の活用

用水保全条例に基づき、市内を網の目のように流れる伝統的な用水を保全するとともに、その復元整備にあわせて、階段や堰、釜場（水路底をすり鉢状に掘り下げた深み）を設置し、災害時に消防ポンプ車の取水を可能にし、生活用水にも活用する防災機能を付与する。

- ・ 平成 6～16 年度…… 辰巳、大野庄、鞍月用水の整備を実施（26 箇所）。
- ・ 今後計画…………… 用水保全条例に基づき計画整備を進める。

イ 河川の整備

河川護岸をスロープ、階段、緑地整備などにより水辺に近づきやすい構造として防災、生活機能を強化するとともに、治水安全性を向上する改修整備を進める。

② 道路消雪用井戸の活用

冬場に道路の雪を融かすだけに使っている消雪装置に、取水用継ぎ手バルブを設置するとともに、電力遮断を想定して電源車など外部から電力供給できるよう分電盤を改良して揚水確保を図る施設改良を計画的に実施する。

- | | |
|---|------|
| ・ 平成 8 年度… 試験設置 | 2 箇所 |
| ・ 平成 9 年度… 特別消防対策区域及び JR 北陸本線以西の区域 | 20 本 |
| ・ 平成 10 年度… JR 北陸本線以东～国道 157, 159 号線以西の区域 | 17 本 |
| ・ 平成 11 年度… 国道 157, 159 号線以东の区域 | 21 本 |
| ・ 平成 12 年度以降 | 65 本 |

（５）情報通信施設の整備

災害関係情報の迅速かつ正確な収集及び伝達を図るため、多ルートの情報収集・伝達体制の整備、転倒防止対策を含めた耐震性の確保を図るとともに、緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）などインターネットの活用研究を進め、市内や避難所、災害対策本部との連絡・情報共有体制の整備を図る（防災情報システムの整備）。また、消防救急無線のデジタル化に伴う整備を進める。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

① 防災無線システムの整備

ア 同報防災無線

津波対策事業として、平成 6～7 年度で海岸線を中心に配備を進めてきたが、平成 8 年度から 4 年計画で防災・避難拠点となる小中学校を中心に屋外拡声子局を整備した。これにより、広く市民に対し迅速かつ適切な情報提供を行い、災害の未然防止と被害の拡大防止を図る。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、津波情報を同報無線で自動配信する（平成 21 年度から気象衛星の代替システムとして運用開始）。

平成 24 年度から 26 年度の 3 カ年かけて、機能の安定性を確保するために、順次機器等をデジタル化に移行させ、併せて音達空白域の解消のため拡声子局を増設した。

表 2-9-1 同報防災無線整備状況

| | 令和 4 年度末 |
|-------|----------|
| 基地局 | 1 局 |
| 中継局 | 1 局 |
| 拡声子局 | 199 局 |
| 戸別受信機 | 417 台 |

イ 消防無線

消防無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、平成 15 年 10 月に「電波法関係審査基準の一部改正」が行われ、アナログ無線の使用期限が平成 28 年 5 月 31 日までと規定され、それまでに消防救急無線をデジタル化することが求められ、平成 26 年度から整備を開始し、平成 28 年度に運用を開始した。

- ・ 基地局 8 局（受信専用基地局 3 局含む）、車載型移動局 169 台（消防団 104 台含む）、携帯型移動局 97 台、可搬型移動局 8 台、卓上型移動局 13 台

ウ その他

アマチュア無線の導入（平成 7 年度防災対策室に 1 台導入）

② 情報通信の整備

ア 災害時優先回線

災害時の情報連絡に必要な電話回線を確保するため、市災害対策本部、市庁舎内電話、市施設及び災害対策本部中枢要員の自宅電話回線及び防災用携帯電話を回線規制を受けない災害時優先電話に設定する。

イ 携帯電話

情報収集・伝達に機動性の高い携帯電話の整備を図る。

また、災害現場の状況画像を本部に送信、記録するシステムの充実を図る。

ウ 衛星電話

災害関係情報の迅速な収集と防災関係機関との情報交換を行うため整備する。

表 2-9-2 衛星電話整備状況

| | 令和 4 年度末 |
|--------|----------|
| 災害対策本部 | 5 台 |
| 拠点避難所等 | 102 台 |

エ 震度情報ネットワークシステム表示装置

独立行政法人防災科学技術研究所が金沢南総合運動公園陸上競技場（弥生 3 丁目）に設置した強震観測用施設からの震度情報を、危機管理課で表示するとともに石川県庁へ転送する。

オ 石川県総合防災情報システム

県内の 19 市町及び 11 消防本部、県関係機関を結ぶネットワークシステムにより気象情報や災害情報の配信をするほか、県への災害関係報告をネットワーク上で行うことにより情報共有と対応の迅速化を図る。

カ 金沢ぼうさいドットコム

災害警戒時の警報や災害発生時の避難所情報などを電子メールで配信し、市民への災害情報伝達手段の多様化を図る（平成 17 年 9 月 1 日運用開始）。

キ 同報防災無線再配信サービス

同報防災無線情報をスマートフォン等で即時に確認できる専用 Web サイトを開設し、防災無線の放送内容を音声及び文字で確認できるサービスを実施する（令和 5 年 6 月運用開始）。

ク 電光情報表示システム

孤立するおそれがある山間部集落に携帯電話メール通信サービスを活用し、電光表示端末により情報提供する（平成 22 年 4 月運用開始）。

ケ 災害時情報収集代表電話

災害時市民からの情報の総合窓口 10 回線（平成 21 年 4 月運用開始）

コ 緊急速報メール（エリアメール）の活用

市域内の市民及び来訪者の携帯電話に対し、事前の登録なく緊急情報を配信できる緊急速報メール（エリアメール）を活用し、災害情報伝達体制の多重化を図る。

サ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用

即時性があり、普段から持ち歩くスマートフォン等にて、情報収集・情報共有ができるフェイスブックやツイッターを活用し、災害情報伝達体制の多重化を図る。

シ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

金沢市が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する Lアラートを活用し、災害情報等の迅速かつ正確な伝達体制を図る。

ス 町会等の地域活動発信アプリ（結ネット）の活用

結ネットを活用し、避難所開設情報を迅速に配信する。

③ コミュニティ FM の活用

金沢市域を可聴範囲とするラジオかなざわの放送へ緊急時に割り込み放送を実施できるシステムを導入し、情報伝達体制の多重化を図る（平成 14 年度運用開始）。

④ 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、職員を対象に研修を実施するとともに、公共施設において受信装置を試験的に導入しながら検証を行い、その結果を踏まえながら伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

3 避難地確保と公園緑地等の整備

古い住家や人口が密集した地域を多く抱える本市にあっては、身近な避難地での火災の延焼等を防止する公共空地の確保は緊急課題であり、都市公園事業やスポーツ施設事業等により計画的な整備を推進するとともに、防災倉庫、貯水槽、ヘリポートの設置など公園

緑地等の防災機能の充実強化を進める。また、自主防災組織は、各地域における空地の駐車場把握と利活用に努める。

【参照】資料 61 災害時における公園施設の役割について

4 緊急輸送体制の整備

地震発生時において市民が安全に避難し、迅速、円滑な消防・救出救助・医療・緊急物資輸送活動を図るためには、緊急輸送道路（避難道路）をはじめとする道路施設の整備は都市防災対策の基本である。

このため、国、県の推進する広域交通網の整備のほか、都市計画街路、道路事業等各種の公共事業により、ランダムアクセス道路となる内・中・外の環状道路網をはじめ、主要幹線道路の総合的な計画整備を推進する。

特に、緊急輸送道路については、交通規制との整合性を図るため、あらかじめ緊急輸送道路のルートを設定し、緊急度の高い箇所から、地震への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するため、順次防災整備を促進する。

（1）代替輸送方法の確保

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。市は、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

また、海路による輸送機能を確保するため、岸壁・道路等の強化とともに、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場の整備を図る。

（2）民間事業者等の活用

- ① 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- ② 市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- ③ 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

【参照】資料 14 緊急輸送道路

資料 15 緊急輸送道路ネットワーク図

5 ライフライン施設の整備

上・下水道、ガス、電気、通信などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすもの

であり、これらの施設が地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。

また、東日本大震災では液状化によるライフラインの被害が大きかったことから、液状化の起きやすい地盤条件の地域では、適切な対策工法の実施に努め、災害時の市民生活の安定と都市機能を維持するため、災害に強いライフラインネットワークを整備する早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(1) 上水道施設

震災時の飲料水確保を第一義として、貯水・取水・浄水施設、導・送・配水幹線及び配水池など基幹施設の耐震性強化を優先的に図り、基幹施設の二重化・相互連絡等のバックアップ機能の整備、給水拠点の確保、給水資機材の装備など、代替性の確保及びシステム全体の安定性強化を図る。

(2) 下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設について、施設の耐震化、ネットワーク化などの整備を図り、災害時にも機能できる下水道処理システムを確立する。

(3) ガス施設

ガス事業者は、ガス施設（ガス導管）の耐震性の強化を図るとともに、平素から防災システムの強化及び防災対策の充実に努める。

(4) 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、地震時における電力供給を確保するため、関係事業者等と協力協定を締結するほか、電力施設の耐震性の強化及び代替性の確保を図るとともに、平素から電力設備の防護対策の充実に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

表 2-9-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | F A X |
|--------|------------------------------|------------|----------|----------|
| 電力の供給等 | 北陸電力株式会社石川支店、 北陸電力送配電株式会社 | 下本多町六番丁 11 | 233-8877 | 233-8755 |

(5) 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

6 防災上重要な建物の整備

地震発生時に、応急救護に関する病院をはじめ、避難場所となる学校施設等については、災害後の救命活動や避難活動等に直接大きな影響を与えることから、施設の耐震性の向上、設備面での拠点機能の強化を図る必要がある。

(1) 病院施設の整備

- ア 地震発生後の医療救護機能を維持するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき必要に応じ病院施設の耐震改修と設備の更新を促進し、地域の医療救護所と有機的に連携した医療活動の迅速、的確化を図る。
- イ 災害拠点病院に指定されている市立病院は、診療設備等の整備と医薬品の備蓄を図る。
- ウ 発災後における医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、医療救護所の整備及び応急救護医薬品等の備蓄に努め、常に点検を行っておく。

(2) 学校施設の整備

- ア 学校においては、第一義に地震災害から児童・生徒の安全確保を図るとともに、学校が拠点避難場所となる役割も考慮し、計画的に耐震性の強化及び防災機能の整備を行う。
- イ 校舎内外の施設・設備、防火施設等について安全総点検を定期又は随時に実施し、落下や転倒防止措置等の安全対策を講ずる。
- ウ 災害時に備えて、FAX通信やパソコンネットワークなど、学校と災害対策本部(教育委員会)等との間の多チャンネルの情報連絡体制と手段の整備を図る。

(3) 社会教育・体育施設等公共建築物の整備

- ア 社会教育・体育施設等の公共建築物を利用する市民の生命の安全を守り、また公民館は災害時には避難場所となることから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、昭和56年以前に建てられた建物について、計画的に施設の耐震改修及び防災機能の整備を進める。
- イ 施設、設備の安全総点検を定期的実施し、落下や転倒防止等の安全対策を講ずる。

(4) 福祉施設の整備

- ア 社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者を地震から守るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき必要に応じ福祉施設の耐震改修等を進める。
- イ 施設内外の安全点検を定期的実施し、転倒防止、ガラスの飛散防止等の安全措置を講ずる。
- ウ スプリンクラー設備の設置促進等による防火対策を講ずる。

(5) 災害情報収集及び救援、救護のための公共建物の番号表示

地震発生後のヘリコプター等による空からの情報収集や救援、救護活動を迅速かつ的確に行うため、市役所及び小・中学校等の公共建物の屋上に建物を識別する番号を表示する。

① 表示対象建物

ア 市庁舎 1 箇所 小学校 50 校 旧小学校 5 校 中学校 21 校 小中学校 5 校
計 81 箇所

イ 原則として、建物の陸屋根部分に表示する。

② 表示内容

ア 市町村番号（金沢市は 1 番）、建物番号、方位を表示する。

イ 数字及び文字の書体は、「航空法施行規則」に基づく「指示標識」を採用するものとする。寸法は、縦 7 m を基本とし、縦、横の比率は 3 : 1 とする。

ウ 数字の方位は、原則として北方向とする。

エ 色は、原則として白色とし、縁取りはしない。

オ 方向標示を付加する。寸法、色は数字に準ずる。

③ 番号の付け方

ア 市庁舎を 0 番とする。

イ 小、中学校は混合とし、北部（浅野川以北）、中部（浅野川以南～犀川以北）、南部（犀川以南）の各区域ごとに、北から順に一連番号を付ける（空き番号あり）。

【参照】資料 13 公共建物番号表示一覧表

7 市有施設の整備

災害対策本部や防災活動拠点あるいは市民の避難場所となる市庁舎その他の市有施設について、それぞれの機能を確保するため、耐震診断を実施し、計画的な改築、耐震補強整備等を進める。

(1) 市有施設の耐震診断の実施

防災拠点及び避難施設となる施設並びに不特定多数の市民が利用する施設のうち、昭和 56 年以前に建てられた建物について、耐震診断を実施した。

表 2-9-4 市有施設耐震診断実施状況（小中学校施設を除く。）

| | 7 年度 | 8 年度 | 9 年度 | 10 年度 | 11 年度 | 12 年度 | 計 |
|---------|---------------------|-------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 防災拠点施設 | 2 | 10 | 4 | 2 | | | 18 |
| 避難施設 | | 10 | 8 | 5 | 8 | 7 | 38 |
| 不特定多数施設 | | 2 | 3 | 1 | | | 6 |
| 合計 | 施設数 | 2 | 22 | 15 | 8 | 8 | 62 |
| | 面積(m ²) | 9,314 | 49,689 | 30,524 | 28,200 | 5,174 | 127,341 |

(2) 市庁舎の防災基盤整備事業

- ・ 平成 8 年度…… 自家発電・給水・災害無線・受変電設備、エレベーターの耐震化

- ・ 平成 9 年度…… 消火設備用配管、ガス配管の耐震化
- ・ 平成 10 年度…… 井戸用電源の非常電源対応改修
- ・ 平成 17 年度…… 耐震詳細診断
- ・ 平成 18 年度…… 市庁舎耐震改修検討チームの立ち上げ、工法調査
- ・ 平成 19 年度…… 耐震補強に係る設備更新調査
- ・ 平成 20 年度…… 耐震化整備方針の策定
- ・ 平成 21 年度…… 耐震化基本計画の策定
- ・ 平成 22 年度…… 耐震補強工事基本設計
- ・ 平成 23 年度…… 耐震補強工事实施設計
- ・ 平成 24 年度…… 耐震改修工事着手
- ・ 平成 26 年度……耐震改修工事完了

(3) 消防施設の耐震化

- ・ 平成 9～11 年度・ 耐震補強工事（駅西消防署他 4 署所）
非常電源設備整備（鳴和出張所他 5 署所）
- ・ 平成 14 年度…… 泉野出張所移転新築
- ・ 平成 16 年度…… 本部・中央消防署移転新築
- ・ 平成 19 年度…… 中央消防署味噌蔵出張所新築
- ・ 平成 23 年度…… 駅西消防署小坂出張所移転新築
- ・ 平成 28 年度…… 金石消防署臨港出張所移転新築
- ・ 令和 元年度…… 中央消防署小立野出張所移転新築

(4) その他公共施設の耐震化

市民芸術村、松ヶ枝福祉館、駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター、此花会館、総合体育館、湯涌農村環境改善センターなどの耐震補強工事を実施。

今後計画 耐震診断に基づき計画的な施設の耐震補強を進める。

このほか、ガラス飛散防止、ロッカー等の転倒防止対策等を講ずる。

(5) その他公共施設の非常用電源整備

災害時、防災拠点施設や避難場所に太陽光発電設備を設置し、照明やコンセント等に使用できるよう整備を実施。

今後も計画的に非常用電源として順次整備を進める。

表 2-9-5 防災拠点施設・避難場所 太陽光発電設備導入状況

| 導入場所 | 太陽光 発電容量 (kW) | 蓄電池 容量 (kWh) | 非常時使用可能負荷 | | | |
|-----------|---------------------|--------------------|-----------|----|-------|----|
| | | | 照明 | | コンセント | |
| | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 額谷ふれあい体育館 | 20 | 10 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大桑防災拠点広場 | 100 | 48 | ○ | ○ | — | — |
| 鞍月小学校 | 10 | — | ○ | — | ○ | — |
| 紫錦台中学校 | 10 | 5.5 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 米丸交流広場 | 11 | 12.6 | ○ | ○ | — | — |

| | | | | | | |
|---------|----|-----|---|---|---|---|
| 泉小学校 | 10 | 5 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 城東市民体育館 | 10 | 4.2 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金沢プール | 60 | — | ○ | — | ○ | — |

(6) 廃棄物処理施設の整備

災害の応急対策や復旧対策には、廃棄物処理施設の確保は不可欠なものであり、清掃工場や埋立場の耐震力向上、自立機能の強化、計画的整備更新など、非常時にも安定した機能を保持する施設改良に努める。

(7) 防災資機材の整備

地震発生後における災害の拡大を防ぐため、各施設において災害応急復旧活動に必要な資機材の整備に努める。

8 災害防止事業

地震発生時における地すべり、山崩れ、土石流、がけ崩れ、急傾斜地崩壊、洪水、液状化等の災害を防止、軽減するため、県及び市は、危険地区の現況把握に基づき、障害物の除去及び防御擁壁等の防止施設の整備を促進し、防災機能向上のための啓発、指導を行う。

(1) 地すべり、治山、土石流等災害防止事業（県事業等）の促進

地すべり、山崩れ、土石流の発生が予測される地域においては、県と合同で危険箇所の警戒パトロールを実施するとともに、災害を未然に防止する地すべり防止、治山、土石流防止等の国、県事業の促進を図る。

(2) 市が実施、支援する災害防止事業

① 斜面緑地保全対策の推進

本市の起伏ある地形がつくる緑豊かな斜面緑地を保存・育成し、防災機能を確保するため、「金沢市斜面緑地保全条例」に基づき、基本計画を策定し、保全区域を指定し、緑地保全対策を進め、都市防災事業を実施するとともに、必要があれば技術的・財政的援助をし、保全区域内の土地を買い取る。

② 急傾斜地等防災対策事業

急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、擁壁、土留、排水路施設などの防災施設の整備を図る。

③ がけ地防災工事事業

がけ崩れによる災害を防止するため、補助制度を充実し、がけ地の防災工事の促進を図る。

〔がけ地防災工事費等補助〕

ア 3/4 補助…本市管理の道路・河川等の公共施設に被害を及ぼすおそれがある場合

補助限度額 工事設計費：100万円
 本体工事費：限度額なし

イ 1/2 補助…個人の既存住宅に被害を及ぼすおそれがある場合

補助限度額 工事設計費： 75 万円

本体工事費： 600 万円

※地盤調査費は上記条件に関係なく 3/4 補助 限度額 100 万円

④ がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 45 年 6 月 30 日以前に建築された危険ながけ地に隣接する個人の住宅が、安全な場所（本市域内に限る）へ移転するための住宅の取り壊し費用の一部を支援する。

⑤ 液状化、軟弱地盤対策の推進

地震の液状化が予想される地域及び軟弱地盤地域においては、建築物の被害を未然に防止するため、「金沢市液状化危険度予測図」などにより地盤の液状化等に関する知識の普及に努め、必要な対策を講ずるよう指導する。

また、上・下水道のライフライン施設については、施設の耐震力強化を進める。

⑥ ため池等農業用施設による洪水危険箇所

農業用ダム、ため池などの農業用施設の管理者は、常に管理点検を行い、必要な防災対策を講ずる。

⑦ 危険ブロック塀等改善対策事業

道路に面する危険なブロック塀、石塀等の除去に対し助成を行う。

9 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、市は、県及び防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

（1）積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市は、県及び防災関係機関と相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

（2）交通の確保

① 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市をはじめとする道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- ・ 道路管理者は、一般国道、県道、市町道及び高速自動車道の整合のとれた除

雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

- ・ 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ・ 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を促進する。
- ・ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等雪施設の整備を促進する。

② 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市は、県及び防災関係機関に協力を求め、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、市は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

(3) 雪に強いまちづくりの推進

① 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

② 積雪期における避難場所、避難路の確保

市は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難所、避難路の確保に努める。

(4) 寒冷対策の推進

① 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材の備蓄に努める。

② 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

(5) スキー客に対する対策

医王山スキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念されるため、スキー場利用客の安全確保対策を整備する。